

保険会社の ORSA とグループ規制

- 欧米の動向を中心にして -

主席研究員 金田 幸二

目 次

- 1 . はじめに
- 2 . ORSA とは何か
- 3 . ソルベンシー における ORSA
 - (1) ソルベンシー における ORSA の位置づけおよび目的等
 - (2) ORSA に関するガイドライン最終案
 - (3) グループ規制と ORSA
 - (4) ORSA の報告および情報開示
- 4 . IAIS の保険監督基準における ORSA
 - (1) IAIS の保険コア・プリンシプルにおける ORSA の取扱
 - (2) 保険グループに係る ORSA の追加的規定
- 5 . NAIC による保険グループ規制と ORSA
 - (1) 米国における保険グループ規制
 - (2) グループ・ソルベンシー評価と ORSA
- 6 . わが国における ORSA 関連規制の現状と今後の課題
 - (1) わが国における ORSA に関する規制
 - (2) 国際的な比較でみたわが国の ORSA 関連規制の課題
- 7 . おわりに

文末参考資料 ソルベンシー の動向

文末参考図表 1～5

1. はじめに

リスクとソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment：以下「ORSA」）は、ガバナンス態勢の一環として、保険会社の統合リスク管理（ERM）における自社の将来の経営状況を見通したリスクの状況（自社固有の資本必要額）とソルベンシー規制上求められる資本必要額および利用可能な自己資本の状況の評価する一連のプロセスである。

ORSA は、保険会社の ERM の確立により、中・長期の事業目的および戦略を踏まえた資本管理（リスクと収益性、経営戦略を踏まえて、どの領域にどの位の資本を配賦するか等）が経営陣の判断に基づき行われる中で、利用可能自己資本の額の規制上の資本必要額に対する充足度・十分性を評価・確認するものであり、会社独自の ERM と規制上の資本要件を結びつけるものと言える。

金融危機を契機として、世界的に保険会社の経営の健全性を確保するためのソルベンシー規制を強化する動きがある中で、ORSA は、重要な規制要件に位置づけられる。

本稿では、ORSA とは何かを説明し、ORSA に関する世界的な規制の動向を説明する。すなわち、2009年11月に採択されたEUのソルベンシー 枠組指令(2009/138/EC)における関係規定と2012年7月に公表された欧州保険職域年金監督機構（European Insurance and Occupational Pension Authority：以下「EIOPA」）¹のORSAに関するガイドライン最終案、2011年10月に採択された国際保険監督者機構（International Association of Insurance Supervisors：以下「IAIS」）の保険コア・プリンシプルにおけるCP16の原則および基準等、ならびに全米保険長官会議（National Association of Insurance Commissioners：以下「NAIC」）における2011年11月採択のORSA ガイダンス・マニュアルの概要等を説明する。また、この中で、特に、保険グループに対するORSAの要件に焦点をあてて説明することとしたい。その上で、わが国におけるORSAに關係する規制を概観し、これら海外諸制度におけるORSA規定との違いを踏まえ、わが国における課題等を整理したいと考える。なお、本稿における意見等に関する部分は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

¹ EIOPA は、金融危機を契機として2009年2月にまとめられたEUにおける金融監督に関するハイレベル・グループの報告（いわゆる「ド・ラロジェール報告」）に基づいて、金融規制改革の一環として、CEIOPS（脚注2参照）を改組して2011年1月に設立されたEUの横断的な保険および職域年金監督者の機関である。EIOPAは、CEIOPSの機能を強化して、EUの保険規制・監督法令に関する共通、統一的かつ首尾一貫した適用を確保するための欧州委員会等への助言、技術的基準の草案およびガイドライン等の策定、ならびに監督実務に関するEU加盟国監督者間の情報交換および不一致事項の調整等の役割を担っている。また、EIOPAは、EUの金融システム全体のマクロ健全性監督機関である欧州システムミック・リスク理事会（ESRB）ならびに金融業態別のミクロ健全性監督機関である欧州銀行監督機構（EBA）および欧州証券監督機構（ESMA）とともに、金融監督者の欧州システム（European System of Financial Supervisors）を構成し、金融システムの安定化のため、監督者カレッジ（脚注32参照）の一貫性のある機能の発揮、システムミック・リスクに対する監視・評価および措置、ならびに更生・清算処理計画の推進および調整等に関する業務を実施する。

2 . ORSA とは何か

ORSA については、欧州連合 (European Union : 以下「EU」) で 2009 年 11 月に採択されたソルベンシー 枠組指令 (2009/138/EC) 45 条等に、保険事業者が ORSA として実施すべき事項等が規定されている。また、世界の約 140 カ国、190 以上の法管轄地域の保険規制・監督当局等をメンバーとする IAIS が 2011 年 10 月に策定し、保険規制・監督に関する国際基準となっている保険コア・プリンシプル (Insurance Core Principle : ICP) において、資本規制と統合リスク管理 (Enterprise Risk Management : 以下「ERM」) の関係等を規定する「ICP 16 ソルベンシー目的の統合リスク管理」の中で、ORSA の取扱が規定されている。ただし、それぞれの規定において、ORSA の明確な定義規定はなく、ORSA の実施内容、実施条件、範囲および目的などの形でしか説明されていない。

ORSA とは何かについては、ソルベンシー の検討段階で欧州保険職域年金監督者委員会 (Committee of European Insurance and Occupational Pension Supervisors : 以下「CEIOPS」) ² が 2008 年 8 月にまとめた ORSA 課題文書³において、ORSA の定義および目的が説明されている (図表 1 参照) 。

図表 1 CEIOPS の課題文書に示される ORSA の定義と目的

< 定義 >

ORSA は、保険事業者または再保険事業者が直面するもしくは直面するかもしれない短期および長期のリスクを特定し、評価し、監視し、管理し、報告するため、および当該事業者の全般的な資本必要額を常に満たすことを確保するために必要な自己資本を判定するための処置および手続の総体として定義できる。

< 目的 >

ORSA は、保険事業者がソルベンシー資本必要額 (SCR) を計算するために標準フォーミュラを使おうとも内部モデルを使おうとも、当該事業者が現在または長期的にさらされているリスクと当該リスク・エクスポージャーから生じる内部的資本ニーズとの相互関係を認識することを向上させることを目的としている。

(出典 : CEIOPS, “Issues Paper, Own Risk and Solvency Assessment (ORSA)”, CEIOPS-IGSRR-09/08, 27 May 2008, p. 5 をもとに作成)

以上を踏まえると、ORSA の定義および目的は、以下のように要約される。

² CEIOPS は、EU 加盟国の保険および職域年金監督者をメンバーとし、2003 年に EU から独立した機関として設立され、EU の保険規制・監督法令の段階的な立法手続であるラムファルシー手続におけるレベル 3 機関 (文末参考資料「ソルベンシー の動向」参照) として、欧州委員会に対する助言および EU の保険規制・監督法令の共通、統一的かつ首尾一貫した適用のための監督および実務ガイドライン等の策定、監督者間の情報交換等の役割を担っていた。なお、CEIOPS から EIOPA への改組に伴って、EIOPA は EU の機関に位置づけられている。

³ CEIOPS, “Issues Paper, Own Risk and Solvency Assessment (ORSA)”, CEIOPS-IGSRR-09/08, 27 May 2008.

ORSA とは、保険事業者がさらされている短期および長期のリスクを特定・評価し、全般的な資本必要額（保険契約準備金を含む負債をカバーするために必要となる資産および規制上の資本必要額とともに経済資本⁴を考慮した全般的な支払余力の必要額⁵）が常に満たされることが確保できるよう、自己資本を判定するための処置および手続の総体である。

ORSA の目的は、保険事業者が将来にわたる事業を展望して、さらされているリスクとそれに対応するために必要な資本との相互の関係に関する認識を向上させることにある。

また、CEIOPS の課題文書では、保険事業者がさらされているリスクの性質、規模および複雑さに応じた形で、保険事業者が ORSA を実施する場合の原則が図表 2 のとおり説明されている。これによると、ORSA を実施する要件は以下のとおり示される。

ORSA の実施は保険事業者としての責任であり、保険事業者の取締役会等の経営・管理・監督機関によって定期的に検証・承認されるべきこと

ORSA は保険事業者のすべての重大なリスク（material risks）を網羅して実施されること

ORSA は十分なリスク測定・評価プロセスに基づくとともに、経営管理および経営判断に組み込まれるべきこと

ORSA は保険事業者の事業計画等を踏まえたリスク量の推計等、将来を見越したものであること

ORSA を実施したプロセスおよび結果は独立して評価されるとともに、証拠として文書化されるべきこと

図表 2 CEIOPS の課題文書に示される ORSA の実施に係る原則

1. ORSA は保険事業者の責任であり、保険事業者の経営・管理・監督機関によって定期的に検証し承認されなければならない。
2. ORSA は、保険契約上の義務を履行する保険事業者の能力に影響を及ぼすかもしれないすべての重大なリスクを包含するものでなければならない。
3. ORSA は、十分な測定および評価のプロセスに基づくとともに、保険事業者の経営管理プロセスおよび意思決定のフレームワークと一体不可分のものとされなければならない。
4. ORSA は、保険事業者の事業計画および事業予測を考慮に入れた将来を見越したものでなければならない。
5. ORSA のプロセスおよび結果は、適切に立証され、独立して評価されるとともに文書化されなければならない。

⁴ 経済資本（Economic Capital）の用語の意味については、文末参考図表 5 を参照願う。なお、本稿では、自社特有のリスクをカバーするための資本必要額と同じ概念で使用している。

⁵ 全般的な支払余力の必要額（overall solvency needs）には、内部的な資本必要額と同様、保険契約準備金を含む負債をカバーするために必要となる資産、規制上の資本必要額 - SCR および MCR（脚注 6 参照）が含まれるとされる（CEIOPS（前掲脚注 3），para. 27）。

(出典 : CEIOPS, “Issues Paper, Own Risk and Solvency Assessment (ORSA)”, CEIOPS-IGSRR-09/08, 27 May 2008, p. 5 をもとに作成)

3 . ソルベンシー における ORSA

ソルベンシー は、EU において導入が予定されている新しい財務健全性規制であり、財務健全性以外の保険事業に係る規制・監督を含めたソルベンシー 枠組指令に規定されている。ソルベンシー 枠組指令では、保険事業者のガバナンス態勢の一環としてリスク管理態勢の構築が規定され、リスク管理態勢の中で ORSA の実施要件が、同指令の 45 条等で規定されている。

以下、2009 年 11 月に採択されたソルベンシー 枠組指令における ORSA の位置づけとともに、同指令 45 条を踏まえた ORSA の目的等を説明する。その上で、2012 年 7 月に EIOPA から公表された ORSA の実施に関するさらに詳細な要件を示す ORSA ガイドラインの最終案の概要ならびに ORSA に関する監督当局への報告および情報開示の取扱を説明する。

(1) ソルベンシー における ORSA の位置づけおよび目的等

a . ソルベンシー における ORSA の位置づけ

ソルベンシー は、3 つの柱で構成されている (図表 3 参照)。

第 1 柱 (Pillar 1) は定量的要件であり、保険事業者がさらされているリスクを計量化して資本必要額を評価し、これを上回る自己資本を保有することを求めるものである。第 2 柱 (Pillar 2) は定性的要件および監督活動であり、リスクと資本を適正に管理するためのリスク管理態勢を含めた保険事業者のガバナンス態勢の構築等を求めるとともに、監督当局が保険事業者のリスクおよび資本管理等を検証する手続等を規定している。また、第 3 柱 (Pillar 3) は、監督当局への報告および一般への情報開示であり、保険事業者のリスクおよび資本管理を検証するための当局への報告ならびに保険事業者の資本要件への適合状況とリスク管理および財務状況等に関する一般への情報開示を規定している。

このうち、第 1 柱では、保険事業者はガバナンス態勢の重要な要素の 1 つとして、リスク管理態勢を整備し、これを確立することとされている。ORSA は、この第 1 柱の重要な要素であるリスク管理態勢の一環として実施が求められ、ソルベンシー 枠組指令では 45 条等に規定されている。

ただし、ORSA は、第 1 柱および第 2 柱にも関連がある。ORSA は、その実施プロセスの中で規制資本要件であるソルベンシー 資本必要額 (Solvency Capital Requirements : 以下「SCR」) および最低資本必要額 (Minimum Capital Requirements : 以下「MCR」)⁶をカバーする十分な自己資本を保有することの継続

⁶ ソルベンシー では、SCR および MCR の 2 種類の定量的資本要件が設定されている。SCR は、保険

的な適合性および保険契約準備金等に関する要件への継続的な適合性も評価の対象としており（45条1項(b））、その意味で第Ⅰの柱の定量的要件が関わってくる。また、保険事業者は、ORSAの結果を監督情報の1つとして監督当局に報告を求められ（45条6項）さらに、保険事業者は、ソルベンシーおよび財務状況に関する情報開示におけるガバナンス態勢に関する開示事項の1つとして、ORSAのプロセスの一般への情報開示が実施措置として規定される予定であり⁷、ORSAは、第Ⅰの柱にも関わってくる（ソルベンシーの動向については、文末参考資料を参照願いたい）。

図表3 ソルベンシーの3つの柱構造の概念図

| 第Ⅰの柱 定量的要件 | 第Ⅱの柱 定性的要件と監督活動 | 第Ⅲの柱 監督当局への報告と情報開示 |
|---|---|--|
| 資産・負債評価原則(75条) 負債（保険契約準備金、その他）の評価(76条~85条) 自己資本(87条~98条) ソルベンシー資本必要額(SCR)(100条~126条) 最低資本必要額(MCR)(128条~129条) 投資(132条~134条) グループ・ソルベンシー・リスク管理(213条~257条) | 経営陣の責任および適格性(40条、42条、43条) ガバナンス態勢(リスク管理、内部統制、内部監査、保険数理、外部委託)の確保(41条、44条~49条) リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)(45条) 外部監査(72条) 監督当局の権限と責任、検証と介入(27条~39条) | ソルベンシー情報等の監督当局への報告(35条) ソルベンシーおよび財務状況の一般への情報開示(51条~55条) |

（出典：ソルベンシー 枠組指令その他をもとに作成）

b. ORSAの目的

ORSAは、保険事業者のERMとソルベンシー規制を結びつけるものといえる。

ORSAは、規制要件であるSCRの計算の対象とならない自社特有のリスクを含め、そのリスク・プロファイル⁸、自社の事業戦略およびリスク許容度⁹などの方針を踏ま

事業者が継続企業（going concern）として、これを上回っていれば問題ない水準であり、200年に1度の確率で発生する損失を基準に計算され、健全な経営を維持するためには、SCR以上の自己資本を有することが求められる。MCRは、これを下回ると事業を継続することが許されなくなる最低限の水準であり、おおよそ6年に1度の確率で発生する損失を基準に計算される。ソルベンシーでは、SCRを下回ると、回復計画の監督当局への提出や資産の自由な処分禁止等の措置が適用され、MCRを下回ると、免許の取り消しによる最終措置等が行われることとなる。

⁷ CEIOPS, “CEIOPS’ Advice for Level 2 Implementing Measures on Solvency II : System of Governance”, October 2009”, para. 3.72. and “CEIOPS’ Advice for Level 2 Implementing Measures on Solvency II : Supervisory Reporting and Public Disclosure Requirements (former Consultation Paper 58), October 2009”, para. 3.85.

⁸ リスク・プロファイルの用語の意味については、文末参考図表5を参照願う。

⁹ リスク許容度の用語の意味については、文末参考図表5を参照願う。

えて、中・長期的にさらされうるリスクを評価し、当該事業者の全般的なリスク量(自社固有の資本必要額)を算出して、それに対応できる自己資本の保有状況を確認する手続きであり、加えて、規制上求められる SCR および MCR ならびに保険契約準備金の評価の適正性とともな SCR および MCR に対する適格自己資本(所定の分類に応じて規制上適格と認められる自己資本)¹⁰の額が継続的に十分であることを確認する手続である(45条1項(a)・(b))。また、その SCR の計算の対象とならない自社特有のリスクを含めたリスク・プロファイルが、SCR の計算の基礎とする前提条件からどの程度乖離しているかの確認も行うものである(45条1項(c))。

ORSA と事業戦略は一体をなすものであり、取締役会等の経営・管理・監督機関が戦略的な意思決定を行う場合には、その決定が保険事業者のリスクと資本必要額等に及ぼす影響を ORSA の結果と照合しながら、その妥当性を検証することが求められる(45条4項)。また、逆に ORSA を実施する場合には、戦略的な意思決定がリスク・プロファイルおよび資本必要額等に及ぼす影響¹¹を踏まえて評価・確認する必要がある。

他方で、ORSA の結果は、監督当局への報告が求められているが、監督当局にとっては、保険事業者の SCR の計算の対象とならない自社特有のリスクや事業戦略も含めたリスクおよび資本の実情を把握するために有益な情報であり、監督上の有効な手段となる。

c . ORSA の実施

ORSA は、ガバナンス態勢の重要な要素の1つであるリスク管理態勢の一環として、その適切なプロセスを定めて実施することとされ、保険事業者特有のリスクの性質、規模および複雑さに対して釣り合いがとれ、かつ、短期的および長期的なリスクも含めて、適切に評価・確認できるプロセスを整備することが求められている(45条2項)。また、ORSA は、定期的に行うことが求められるとともに、リスク・プロファイルに重大な変化が生じた場合には、遅滞なく実施することが求められている(45条5項)。

¹⁰ 適格自己資本とは、SCR および MCR に対してそれぞれを満たすものとして認められる自己資本を意味する。ソルベンシー では、通常の予測を超えて発生する損失に対応するための自己資本について、資産から負債を差し引いた額(自己株式等の金額は除く)に劣後債務を加えたものである基本自己資本とバランス・シートに掲載されえないオフ・バランスの信用状や保証等の約定である付随的自己資本に分類し、さらに自己資本の質の高い順にティア1、ティア2、ティア3に3種類に分類している。自己資本の損失吸収力は、基本自己資本と付随的自己資本の種類ごとに、安定的に損失吸収に利用できる能力について、永続的な利用可能性(いつでも利用できること)および劣後性(保険契約者等の債務が履行されるまで返済が拒否できること)からティア1からティア3に分類される。ソルベンシー では適格自己資本として SCR および MCR それぞれに適用できる自己資本の種類とティア分類による算入比率が規定されている。

¹¹ 例えば、新しい保険種目の引受や保険料率の変更等が事業上のリスクにどのように影響するかを ORSA を通じて評価・確認することなどが挙げられる。

(2) ORSA に関するガイドライン最終案

a. 経緯

ORSA は、ソルベンシー 枠組指令では、45 条に規定されるほか、保険グループの ORSA については 246 条 4 項に規定されているが、ORSA は、保険事業者のそれぞれの事情に応じた ERM の中で実施されるべきものであることから、資本要件のように加盟国の国内法制化が求められるレベル 2 実施措置としてのさらに詳細な規定は予定されていない。ただし、加盟国によって ORSA の取扱いにばらつきが生じないよう、EIOPA は、枠組指令における ORSA の規定の解釈や実務的取扱いの統一化を図るためのガイドラインとして、2012 年 7 月に ORSA ガイドラインの提案に関する公開諮問に係る最終報告¹²（以下「ORSA ガイドライン最終案」）を発表した¹³。

ORSA ガイドラインは、どのように ORSA を実施するかではなく、ORSA によって何を達成すべきかに焦点をあてたものとなっており¹⁴、同ガイドラインは、規制上の資本必要額の計算に標準フォーミュラを使用する保険事業者にも、保険事業者固有の内部モデル（確率論的分析手法）を使用する保険事業者にも同様に当てはまる¹⁵。

b. ORSA ガイドライン最終案の概要

ORSA ガイドライン最終案は、第 節から第 節までの 6 つの節（Section）に区分された全体で 21 の指針（Guideline）で構成されている（ORSA ガイドライン最終案の第 節から第 節までの内容は、文末参考図表 1 を参照願いたい）。

第 節は全般的考慮事項であり、保険事業者が行う事業特有のリスクの性質、規模および複雑さを考慮し、その組織構造およびリスク管理態勢に適合する釣り合いのとれた ORSA のプロセスを構築すること（指針 1）、保険事業者の取締役会等の経営・管理・監督機関が ORSA の実施方法およびその結果への取組を主導することで積極的な役割を担うべきこと（指針 2）、ORSA 指針や、各プロセスの記録、内部および監督当局への報告を文書化すること（指針 3）が規定されている。第 節は、ORSA 指針の要件であり、ORSA 指針は一般的ガバナンスに基づく各種指針に適合するとともに、少なくとも、将来に向けた展望への取組を含む ORSA 実施のプロセスおよび手続の説明、リスク・プロファイルとリスク許容限度および全般的な資本必要額のつながりへ

¹² EIOPA, “EIOPA Final Report on Public Consultation No. 11/008 on the Proposal for Guidelines on Own Risk and Solvency Assessment”, EIOPA-258/12, 09 July 2012.

¹³ EIOPA は、ORSA ガイドライン最終案の公表に先立って、2011 年 11 月に ORSA ガイドラインの提案に関する公開諮問文書を公表し、2012 年 2 月まで公開意見募集を実施していたが、最終案はこれらの意見を踏まえて修正・作成されたものである。ORSA ガイドライン最終案は、ほぼ最終的な内容であるが、関係法令の今後の進展状況に応じてまだ修正の可能性はあるとされる（EIOPA(前掲脚注 12), para. 1.5.）。また、その最終確定時期はソルベンシー の実施見込時期である 2014 年 1 月より前ではあるものの、明確にされていない。

¹⁴ EIOPA, “Consultation Paper on the Proposal for Guidelines on Own Risk and Solvency Assessment”, EIOPA-CP-11/008, 7 November 2011, para. 3.2.

¹⁵ EIOPA (前掲脚注 14), para. 3.4.

の考慮、ストレス・テストや感応度分析等の実施方法、リスク計量化の基礎となるデータの品質要件ならびに ORSA の実施頻度等に関する情報を含めることが規定されている（指針 4）。

第 節は各 ORSA プロセスの記録であり、ORSA のプロセスおよび結果は証拠とともに記録されるべきこと（指針 5）が規定されている。また、第 節は、ORSA の内部報告であり、少なくとも ORSA 実施の結果および結論は関係する職員すべてに連絡されるべきこと（指針 6）が規定されている。

第 節は、ORSA の実行に関する特徴である。ORSA における全般的な資本必要額は、保険事業者の事業特有のリスク・プロファイル、事業戦略などに基づき評価された中・長期的な展望を踏まえたより実態的なリスク量であり、それは実質的に必要とされる支払余力を意味する。保険事業者がより実態的なリスク量を評価するために、例えば、規制上対象とされていない風評リスクや戦略リスクなど、規制上のリスクの認識および評価と異なる基準を使用する場合は、その妥当性を説明できなければならず、また、その影響の量的予測を行うべきこと（指針 7） 保険事業者は、保有するリスクのすべてを自己資本によって対応せず、再保険その他のリスク軽減手段を利用して対応する場合等であっても、全般的な資本必要額を定量的および定性的な条件で表明するとともに、必要に応じて定量化について定性的な説明で補足すべきこと（指針 8）を規定している。また、全般的な資本必要額の評価は、SCR の計算のような 1 年間のリスク測定期間ではなく、事業計画等将来を展望して行うこと（指針 9） 保険事業者は、ORSA において、リスク・プロファイルの将来的な変化の可能性やストレス状況を考慮しつつ、事業計画期間全体を通じて規制上の資本要件を満たす自己資本の質および量、ティア分類をまたがる自己資本構成の変化を監視すべきこと（指針 10）を規定している。さらに、保険事業者は、全般的な資本必要額、規制上の資本必要額および自己資本の中期的資本管理、事業計画ならびに商品開発および商品デザインなどリスクや自己資本の状態に影響を及ぼす戦略的または重大な経営判断を行うガバナンス態勢に ORSA の活用が組み込まれ、ORSA から得られた知見を活用すべきこと（指針 13）などが規定されている。

また、第 節は、グループに関する ORSA の特殊性について規定しているが、その概要は後記（3）で説明する。

（3）グループ規制と ORSA

a. ソルベンシー におけるグループ規制の特徴

保険事業者が親会社としてグループを形成する場合やグループ傘下にある場合などの、保険事業者を含む個々の事業者の財務状況やグループ内で行われる取引がグループ全体の財務状況や傘下の保険事業者の財務状況に影響を及ぼす可能性がある。ソルベンシー では、保険事業者が保険会社を含めた他の事業者の議決権もしくは株式の

20%以上を保有し、その事業者に対して影響力を行使する経営参加事業者¹⁶として、または保険事業者が他の事業者によって経営参加され、影響力を行使されている関連事業者としてグループ形成している場合、保険事業者単体での監督とともに、当該グループに対して、グループ全体での監督も行われる。

グループ監督は、グループの最上位に位置する保険事業者または保険持株会社を中核として実施されるが、グループ監督は規制事業者か非規制事業者か、また、EU 域内¹⁷の事業者か EU 域外の事業者かを問わず、グループ全体を対象として行われる¹⁸。また、グループ監督は、EU 域内の最上位の保険事業者を認可した加盟国の監督当局など一定の基準でグループ監督者を選任して行われる。グループ監督者は、グループ全体の監督に責任を負い、関係する監督者との調整を行う。

ORSA についても、グループ監督と同様に、グループ全体で ORSA が実施されることとなっている。

b. グループ ORSA に関するガイドライン案の概要

グループ全体として行うグループ ORSA の範囲は、ソルベンシー のグループ監督の範囲に当てはまる事業者すべてを含め、非保険事業者、EEA 域外の事業者を含めて対象とすること（指針 15）。全般的な資本必要額の評価は、すべてのグループ特有のリスクおよび相互依存関係（グループ内資本関係、グループ内取引など）のグループ全体のリスク・プロファイルへの影響を十分に識別し、測定・管理すべきこと等（指針 17）が説明されている。

また、グループ ORSA の一般的規則として、グループ ORSA は指針 5 に従って記録されるが、将来に向けた展望において、追加的な自己資本が必要な場合のグループ内の財源、自己資本の入手可能性および移転可能性等の評価と計画された自己資本の移転があれば当該事項、個別事業戦略のグループ全体の戦略との整合性、ならびにグループがさらされるリスクの各要因がどのように考慮されたかが記述されなければならないと規定されている（指針 18）。

さらに、グループ全体で親会社および子会社を網羅する単一の ORSA 書面を提出することが認められるが、その場合、すべての子会社が網羅され、これら子会社の経営

¹⁶ 経営参加事業者が他の事業者の議決権を 50%超保有する場合は親会社（parent undertaking）に該当し、また、経営参加事業者が親会社に該当する関係にある関連事業者（related undertaking）は、子会社（subsidiary）に位置づけられることとなる。

¹⁷ EU 加盟国 27 カ国のほか、EU 加盟国と同様の単一市場化政策に参加するアイスランド、ノルウェーおよびリヒテンシュタインの 3 カ国を加えた 30 カ国が欧州経済地域（European Economic Area：以下「EEA」）と呼ばれ、ソルベンシー を含めた EU の域内市場政策が適用される。

¹⁸ ソルベンシー におけるグループ監督では、グループ全体でのソルベンシー資本要件、ガバナンス態勢の確立ならびに重大なリスク集中およびグループ内取引の報告が求められる。EU 加盟国の保険監督当局は、基本的には保険持株会社や EU 域外の保険事業者等には直接的な監督権限は行使できないが、グループ監督のために必要な報告等は直接的な監督権限が及ぶ当該加盟国の保険事業者を通じて求めていくことになる。

陣が ORSA の評価プロセスおよび評価結果の承認に関与していることの説明を行うべきことが規定されている（指針 19）。このほか、グループ全体および単体事業者のソルベンシー評価が内部モデルを使用して行われている中で当該内部モデルを使用しない単体事業者がある場合¹⁹でも、グループ ORSA に含め、当該単体事業者を特定してその背景、理由等を説明すべきことが規定されている（指針 20）。

さらに、第三国に展開するグループに対して、資本の移転可能性および代替可能性に特に注意を払いながら、EEA 域内の事業リスクと同様の方法で評価すべきこと（指針 21）などが規定されている（図表 4 参照）。

図表 4 グループ ORSA に関するガイドライン案の内容

| 指針番号 | 内容 |
|-------|---|
| 節 | グループに関する ORSA の特殊性 |
| 指針 15 | <p>グループ ORSA の範囲</p> <p>グループは、グループの構造およびそのリスク・プロファイルの性質を反映するグループ ORSA を設計すべきである。グループ監督の範囲に当てはまる事業体のすべてはグループ ORSA の範囲に含まれるべきである。本事項は、保険、再保険および非保険事業者、ならびに規制事業体および非規制（規制されていない）事業体の双方、EEA（欧州経済地域）内所在および EEA 外所在のいずれも含まれる。</p> |
| 指針 16 | <p>監督当局への報告</p> <p>グループ ORSA の成果をもってグループ監督者に送付される書面は、グループの定例監督報告と同様の言語によってなされるべきである。</p> <p>いずれかの子会社が、単一の ORSA 書面が報告されるとき言語と異なる公式言語である加盟国に本店が所在する場合の単一の ORSA 書面の事例においては、関係する監督当局は、グループ監督者、監督者カレッジおよび当該グループに相談の後、当該子会社に関する ORSA の情報に関する部分の当該加盟国の公式言語への翻訳を含めることができる。</p> |
| 指針 17 | <p>全般的な資本必要額の評価</p> <p>グループ ORSA は、すべてのグループ特有のリスクおよびグループ内の相互依存関係ならびにグループのリスク・プロファイルへの影響を十分に識別し、測定し、監視し、管理し、かつ、報告すべきである。本事項は、グループの特異性およびいくつかのリスクはグループ・レベルで拡大するかもしれないという事実を考慮に入れなければならない。</p> <p>グループは、想定される何らかの分散効果を含めたグループの全般的な資本必要額の主要な誘因を説明するべきである。</p> |
| 指針 18 | <p>グループ ORSA に関する一般規則</p> <p>グループ ORSA の記録には、指針 5 に従って、将来に向けた展望において、いかに以下の要因が考慮されたかの記述を含めるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 追加的な新しい自己資本が必要な場合は、グループ内の自己資本の源泉を特定すること 2. 自己資本の入手可能性、移転可能性および代替可能性の評価 3. グループ内の自己資本の何らかの計画された移転およびその結果に関する参照 4. 個別の戦略のグループ・レベルで確立された戦略との整合性 5. グループがさらされる特定のリスク |

¹⁹ 当該事例は、内部モデルを利用したグループ全体のソルベンシー資本必要額（SCR）の計算から除外される単体事業者がある場合（この場合は、ソルベンシー 枠組指令 230 条に基づき、連結会計方式でグループ全体の SCR を計算）のほか、内部モデルを使用したグループ全体の SCR の計算には含まれる（同枠組指令 231 条が適用）が、単体事業者としての SCR の計算は、当該内部モデルを使用しない（標準フォーミュラまたは別個の内部モデルを使用）場合がある。これら双方の場合に、個別事情の説明が求められる（EIOPA（前掲脚注 12）, para. 1.132 – 1.139.）

| 指針番号 | 内容 |
|-------|---|
| 指針 19 | 経営参加保険事業者もしくは経営参加再保険事業者または保険持株会社および子会社を網羅する単一のグループ ORSA 書面に関する特別の要件 単一の ORSA 書面の提出を適用しようとする場合、グループは、いかに子会社が網羅され、いかに子会社の経営・管理・監督機関が評価プロセスおよび評価結果の承認に関与しているかに関する説明を提供するべきである。 |
| 指針 20 | 内部モデルの使用者 内部モデルを使用する場合、ソルベンシー 枠組指令 230 条に基づくグループ・ソルベンシー資本必要額 (SCR) のみを計算することまたは同指令 231 条に基づくグループ内部モデルの双方に対して、グループは、ソルベンシー資本必要額 (SCR) の計算に当該内部モデルを使用しないグループの範囲内の関連事業者およびその背景となる理由をグループ ORSA 報告において示すべきである。 |
| 指針 21 | 関係する第三国の保険事業者および再保険事業者の統合 グループ ORSA において、グループは、資本の移転可能性および代替可能性に特に注意を払いながら、第三国における事業のリスクを EEA 事業に関する場合と同様の方法で評価するべきである。 |

(出典: EIOPA, “EIOPA Final Report on Public Consultation No. 11/008 on the Proposal for Guidelines on Own Risk and Solvency Assessment”, EIOPA-258/12, 09 July 2012 をもとに作成)

(4) ORSA の報告および情報開示

ソルベンシー では、ORSA についても監督当局への報告および一般への情報開示の対象としており、その要領については、実施措置等として規定されることになっている。

監督当局への報告および一般への情報開示は、現時点 (2012 年 7 月) では、CEIOPS (現 EIOPA) が 2009 年 11 月に公表した実施措置最終アドバイス²⁰および EIOPA が 2012 年 7 月に公表した定量的報告書式案ならびに監督当局への報告および一般への情報開示に関するガイドライン案の最終報告 (以下「報告・開示ガイドライン最終案」)²¹ が出されている。以下、これらにおける ORSA の取扱を紹介する。

a. 報告および情報開示の目的および要領

ソルベンシー では、監督当局への報告要領は、保険事業者のリスク管理および資本管理に関する判断と監督当局の判断との意見交換の基礎となる情報を監督当局に報告することで、保険事業者のリスクの性質、規模および複雑さに釣り合った適切かつ効率的な監督を実施することを意図して定められている。また、一般への情報開示は、保険事業者が抱えるリスクや自己資本の状況について情報開示を進展させることで他の事業者との比較を容易にし、市場からの選別を受けることで保険事業者自らのガバナンス態勢を進展させる意欲を高め、その結果として監督効果の向上を図ることを意図している。

²⁰ CEIOPS, “CEIOPS’ Advice for Level 2 Implementing Measures on Solvency II: Supervisory Reporting and Public Disclosure Requirements”, October 2009.

²¹ EIOPA, “Final Report on Public Consultations No. 11/009 and 11/011 on the Proposal for the Reporting and Disclosure Requirements”, EIOPA-260-2012, 9 July 2012. 本ガイドラインは、報告および情報開示に係る実施措置等に関して、監督者が保険事業者に対して期待する事項の詳細を補足的に提供するために策定される。

CEIOPS 実施措置最終アドバイスでは、監督当局への報告は、監督当局へのレポート (Report to Supervisors : 以下「RTS」) として、保険事業者から監督当局に提出される非公開の報告書と位置づけられている。また、一般への情報開示は、ソルベンシーおよび財務状況に関するレポート (Solvency and Financial Condition Report : 以下「SFCR」) と呼ばれ、監督当局を含めた一般への公開報告書と位置づけられている。CEIOPS 実施措置最終アドバイスでは、RTS および SFCR は記載事項が同一となっているが (図表 5 参照) RTS は、SFCR を前提として、さらにそれを補足する詳細情報を求めるものとなっている。

図表 5 ソルベンシー における一般への情報開示および監督当局への報告の概要

| | ソルベンシーおよび財務状況に関するレポート (SFCR) | 監督当局へのレポート (RTS) |
|-----------|--|---|
| 目的 | ソルベンシー、財務状況の分析が可能になる情報を開示 | 監督当局と保険事業者との意見交換の基礎 監督上の検証を行うための必要情報 |
| 監督当局の役割 | 公表後にリスク・ベースのアプローチで、開示要件が満たされているか、RTS の情報と一致しているか等の検証を行う | 報告要件を充足しているか、SFCR の内容と一致しているか等の検証を行う。 |
| 構成 (記載項目) | 本文 7 項目 + 付属文書 (定量的報告書式) 要約 事業および業績 ガバナンス態勢 リスク・プロファイル 規制上のバランス・シート 資本管理 内部モデルに関する情報 付属文書「定量的報告書式」 | 同左 |
| 開示 / 報告時期 | 全項目 : 年 1 回 定量的報告書式 : 四半期ごと 重大な変動 : 発生の都度 | 同左 |

(出典 : 損害事業総合研究所『ソルベンシー 枠組指令に関する調査研究 (解説編)』、p. 101-131 その他をもとに作成)

b. 一般への情報開示における ORSA の取扱

SFCR における ORSA は、ガバナンス態勢に関する開示事項の 1 つとして開示されることになっている。CEIOPS 実施措置最終アドバイスでは、リスク管理態勢の一部として、ORSA のプロセスに関する情報を記載し、最低限、以下の情報を含める取扱となっている (パラグラフ 3.138.)。

保険事業者の管理プロセスや意思決定に、ORSA のプロセスがどのように統合されているかの記述 (description)

保険事業者の取締役会等の経営・管理・監督機関が、どのように ORSA の検証や承認を定期的に行っているかの正式な説明 (statement)

保険事業者またはグループが、自己のリスク・プロファイルに基づく資本必要額をどのように決定しているか、およびその資本管理活動がリスク管理態勢をどのように考慮しているかの正式な説明

ORSAのプロセスと結果が、どのように適切に証明され、内部で文書化されるとともに、独立して検証されているかの記述

c. 監督当局への報告における ORSA の取扱

RTS における ORSA は、SFCR における ORSA の開示情報を踏まえて、監督当局がさらに詳細情報を求める事項として位置づけられている。CEIOPS 実施措置最終アドバイスでは、SFCR において公開した情報に加え、保険事業者が ORSA で求められる要件をどのように満たしているかを監督当局に報告することとされ、少なくとも以下の情報を記載する取扱となっている（パラグラフ 3.449.）。

ORSA の結果の説明（使用した前提条件、自己資本と比較した保険事業者の ORSA のプロセスにより得られた将来の全般的な資本必要額を含む）

既存契約の責任期間終了までの間にさらされる可能性があるとして保険事業者が考えるすべての現在および将来のリスク・エクスポージャーおよび全般的な資本必要額の中でそれらのリスク・エクスポージャーがどのように捉えられてきたかの詳細

保険事業者の内部的な資本必要額が導き出される方法とともに、標準フォーミュラや内部モデルによって算出された SCR と ORSA の結果から得られた全般的な資本必要額との比較を可能とする情報

そうすることが適切である場合は、標準フォーミュラを使用する保険事業者は、SCR に含まれていないリスクで自社が認識している重要なリスクの内容およびこれらのリスクの計量化の方法の詳細

グループに属する保険事業者の場合は、どのように ORSA がグループ戦略を考慮しているか

また、EIOPA の報告・開示ガイドライン最終案では、リスク・プロファイルの重大な変化は、ソルベンシー 枠組指令 45 条 5 項に基づき追加的な ORSA が求められる所定の事象と見なされ、追加的 ORSA の結果の監督当局への報告が求められることが規定されている（指針 45）。追加的 ORSA では、その結果とともに、トリガーとなったリスク・プロファイルの変化の理由および状況の説明、ならびにリスク・プロファイルの変化の特別の影響、何らかの必要と思われる管理上の行動および計画されている資本措置を含め、過去の ORSA の結果との定量的および定性的比較を遅滞なく報告するこ

とが求められる²²。

4 . IAIS の保険監督基準における ORSA

IAIS では、2008 年 10 月に「資本十分性およびソルベンシー目的のための ERM に関する基準」および同ガイダンスを策定し、これが、2011 年 10 月に他の監督基準等とともに保険コア・プリンシプルの ICP 16 にまとめられ、この ICP 16 の中で ORSA が規定された²³。以下、その概要等を説明する。

(1) IAIS の保険コア・プリンシプルにおける ORSA の取扱

a . IAIS の保険コア・プリンシプルの概要と CP 16

IAIS は、1994 年の創設以降、保険規制・監督の課題に応じた各種の原則、基準およびガイダンスを策定してきたが、2003 年にその中心的原則を保険コア・プリンシプルとして定めた。その後、保険コア・プリンシプルの見直しとともに課題ごとの原則、基準およびガイダンスの体系を整備し、2011 年 10 月に全体を統合した現在の保険コア・プリンシプル²⁴を策定した。

現在の保険コア・プリンシプルは、民間保険会社か政府管轄下の保険会社かに関わらずあらゆる事業形態の保険事業者および再保険事業者を対象としており、26 の保険コア・プリンシプル (ICP) の主説明 (statements)、それぞれに係る基準 (standards) およびガイダンス (guidance) の 3 階層の監督文書で構成されている。

保険コア・プリンシプルの主説明は、高いレベルの規定であり、保険事業者の財務健全性の促進および保険契約者の適切な保護のために各国の監督制度が整備すべき重要な要素を定めている。

保険コア・プリンシプルは、ICP 1 の監督者の目的、権限および責任、ICP 4 の免許交付、ICP 7 のコーポレート・ガバナンス、ICR 8 のリスク管理および内部統制、ICP 9 の監督者の検証および監督者への報告、ICP17 の資本十分性、ICP 18 仲介者など、わが国の保険業法に相当する領域をカバーする保険事業全般に関わる規制・監督基準を提供するものとなっている (図表 6 参照)。

この中で、ICP 16 として、ソルベンシー目的の統合リスク管理があり、監督者は、保険事業者に対して、すべての関連する重要なリスクに対応することを要求するソルベンシー目的のための ERM の構築を求めることが規定されている。

²² EIOPA (前掲脚注 21), para. 4.100 – 4.101.

²³ 国際アクチュアリー会 (International Actuarial Association : IAA) では、IAIS の保険コア・プリンシプルの ICP 16 に沿った保険会社の ERM 態勢構築のための実務的な参考資料として「保険業界における資本とソルベンシーに関わる統合リスク管理 (ERM) に関する報告書」を 2009 年 3 月に作成し、この中で ORSA の機能等の説明を行っている (日本アクチュアリー会『会報別冊第 247 号』(2010.7))。

²⁴ IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology”, 1 October 2011.

図表 6 IAIS 保険コア・プリンシプルの 26 の項目

| ICP 番号 | 項目名 | ICP 番号 | 項目名 |
|--------|-------------------|---------------|-------------------------|
| ICP 1 | 監督者の目的、権限および責任 | ICP 14 | 評価 |
| ICP 2 | 監督者 | ICP 15 | 投資 |
| ICP 3 | 情報交換および秘密保持に関する要件 | ICP 16 | ソルベンシー目的の統合リスク管理 |
| ICP 4 | 免許交付 | ICP 17 | 資本十分性 |
| ICP 5 | 個人の適格性 | ICP 18 | 仲介者 |
| ICP 6 | 支配権の変更とポートフォリオ | ICP 19 | 業務行為 |
| ICP 7 | コーポレート・ガバナンス | ICP 20 | 公衆開示 |
| ICP 8 | リスク管理および内部統制 | ICP 21 | 保険詐欺対策 |
| ICP 9 | 監督者の検証および監督者への報告 | ICP 22 | マネーロンダリング対策とテロ資金対策 |
| ICP 10 | 予防および是正措置 | ICP 23 | グループ全体の監督 |
| ICP 11 | 執行 | ICP 24 | マクロ健全性の監視および保険監督 |
| ICP 12 | 清算および市場からの撤退 | ICP 25 | 監督者の協力および調整 |
| ICP 13 | 再保険およびその他リスク移転 | ICP 26 | 危機管理時のクロスボーダー協力と調整 |

(出典 : IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology”, 1 October 2011 をもとに作成)

b . ERM と ORSA

保険コア・プリンシプルでは、ERM の基盤となるリスク管理態勢について、保険事業者はコーポレート・ガバナンスのフレームワークの一部として効果的なリスク管理態勢（組織、人員・資材、社内ルール等）の整備を図ることが求められると規定している（ICP 8）。一方で、ORSA は、保険コア・プリンシプルの ICP 16「ソルベンシー目的のための統合リスク管理」の中で規定されている（ICP 16 の概要は文末参考図表 2 を参照願う）。

ICP 16 の主説明では、「監督者は、保険事業者に対してすべての関連する重要なリスクに対応することを求めるソルベンシー目的の統合リスク管理の要件を定める」とし、これを満たすための基準として、ORSA を実施するための ERM のフレームワークの構築が規定され、ERM の実施方法に係る社内ルールや指針等の策定等を求めた上で ORSA の実施方法等を規定している。

まず、保険事業者は、その負っているリスクの性質、規模および複雑さに応じたリスク管理および資本管理ならびにソルベンシー（支払余力）を確保する目的のために適切な技術的方法を用いて、十分に幅広い範囲の予測結果に基づくリスクの特定と計量化を行う ERM フレームワークの構築が求められている（ICP 16.1）。

また、ERM では、リスク測定の対象となるリスク、方法および前提条件の詳細な説明の文書化（ICP 16.2）、事業戦略および日常業務の両方ですべてのリスク分類がどのように管理されるかの要点を説明し、リスク許容度、規制上の資本必要額、経済資本およびリスク監視のプロセスと方法の関係が記述されたリスク管理指針を策定することが規定されている（ICP 16.3・16.4）。

この中で、ERM の一環として、ORSA の実施要件などが規定されている。また、

監督者は、保険事業者の ORSA を含めたリスク管理プロセスと財務状況の検証等を行うことが規定されている（ICP 16.16）。

c. 保険コア・プリンシプルにおける ORSA

ICP 16 では、ERM の一環として、保険事業者は、自社のリスク管理および現在と将来に見込まれるソルベンシー（支払余力）の状況の十分性を評価する ORSA を定期的実施することが規定されている（ICP 16.11）。また、保険事業者の取締役会および上級経営陣は ORSA に関して責任を負うこと（ICP 16.12）ORSA は、少なくとも保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよびグループ・リスクを含め、合理的に予見可能な重大なリスクを対象とすることが求められる（ICP 16.13）。

保険事業者が ORSA として実施が求められる事項は以下のとおりである（ICP 16.14）。

自己のリスク許容度と事業計画の下で事業を管理するために必要な全般的な財源を判定し、監督上の要件を満たしていることを示すこと

リスク管理行動を ORSA などの経済資本、規制上の資本必要額および財源の考慮に基づいたものとする

規制上の資本必要額および追加的な資本ニーズを満たすために、資本財源の質と十分性を評価すること

また、保険事業者は、ORSA の一環として、事業継続性の分析を実施することが求められる。事業継続性分析では、保険事業者は、規制上の資本必要額の算定のために使用されるリスク測定期間（通常は 1 年間）よりも長い時間軸で、事業継続能力とそのため必要となるリスク管理の人材・資源および財源を分析することが求められる。また、事業継続性分析には、中・長期的な事業戦略の定量的・定性的な要素の組合せに対処して、将来の財務状況の予測と規制上の資本必要額を充足する能力の分析も含めなければならないとされる（ICP 16.15）。

(2) 保険グループに係る ORSA の追加的規定

保険コア・プリンシプルの主説明および基準は、特に定めていない限り、独立した保険事業者および保険グループを構成する場合の保険事業者の監督に適用されることになっているが、保険コア・プリンシプルでは、必要に応じて、保険グループおよびグループの構成員である法人単位の保険業者に対する追加的なガイダンスが設けられている。以下、ICP 16 の ERM のフレームワークおよび ORSA の関係規定に示されるこれら追加的ガイダンスの留意事項等について説明する。

a. 保険グループの ERM に関する追加的ガイダンス

保険グループおよびグループの構成員である法人単位の保険事業者に対する ERM に関する追加的ガイダンスでは、グループの構成員相互の関係を考慮し、非保険事業体を含むグループのすべての部分から発生するリスクを考慮すべきこと（ICP 16.1.19）、保険グループ・レベルでもリスク管理方針の策定（ICP 16.3.3）、リスク許容度ステートメントの策定（ICP 16.8.3）およびフィードバック・ループの構築（ICP 16.10.2）を行うべきこと等が説明されている（図表 7 参照）。

図表 7 保険コア・プリンシプルにおけるグループ ERM に係る追加的ガイダンスの概要

| ガイダンス番号・項目 | | 概要 |
|------------|---------------|--|
| 16.1.19 | 保険グループ・リスク | 保険グループの法人単位のリスク管理とグループ全体のリスク管理では、メンバー相互の関係を考慮し、グループ・リスク管理では非保険事業体を含むグループのすべての部分から発生するリスクを考慮すべきである。 |
| 16.3.3 | グループ・リスク管理方針 | 保険グループは、事業戦略および日常業務の双方で、保険グループ・レベルに関連する重要なすべてのリスクを管理する方法の概略を示すリスク管理方針を有するべきである。 |
| 16.8.3 | リスク許容度ステートメント | 保険グループは、全般的な定量的・定性的なリスク許容限度を設定し、関連するすべての重要なリスク分類とそれらの関係を考慮したリスク許容度ステートメントを策定・維持し、ERM フレームワークとリスク管理方針の中で積極的に活用すべきである。 |
| 16.10.2 | フィードバック・ループ | 保険グループの ERM フレームワークは、適切で良質の情報、管理プロセスおよび客観的評価に基づくフィードバック・ループを組込むべきである。 |

（出典：IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology”, 1 October 2011 をもとに作成）

b. 保険グループの ORSA に関する追加的ガイダンス

保険グループおよびグループの構成員である法人単位の保険事業者に対する ORSA に関する追加的ガイダンスでは、保険グループは、グループのリスク管理および現在と将来のソルベンシー（支払余力）の状況の十分性を評価するために、グループ・レベルのリスクの性質、規模および複雑性に適合した ORSA を実施すべきこと（ICP 16.13.3）、その場合、グループの構成員である法人単位でも ORSA を実施すべきであり、資本十分性評価および事業継続性分析ではグループ構造の変化等を考慮すべきであるとしている（ICP 16.13.5）（図表 8 参照）。

また、保険グループは、ORSA の一環として、グループのリスク許容度および事業計画に基づき、グループの経済資本、規制上の資本必要額および財源を確認すべきである。また、保険グループ全体の資本財源の評価で対処すべき主要な問題は、マルチプル・ギアリング²⁵、グループ内の資本創出および相互資金調達²⁶、資本の質および

²⁵ 複数の事業体のリスクに対するために、同一の資本を重複して使用することを意味する。

²⁶ グループ内の資本創出および相互資金調達は、グループ全体のリスクに備えるための資本（資金）をグループ内部から調達することを意味し、自己のリスクを自らが補償することになり、その機能が果た

資本の代替可能性のレバレッジ²⁷ならびにグループ事業体間の自由な資本譲渡性²⁸であるとしている（ICP 16.14.9）。

保険グループおよびグループの構成員である法人単位の保険事業者でそれぞれのリスク・プロファイルに最も適した方法によって ORSA を実施すべきであるが、法人単位の ORSA で内部モデルの使用が適していない場合でもグループ・レベルで内部モデルを使用することは認められるとしている（ICP 16.14.19）。

さらに、保険グループは、グループの事業継続能力と必要なリスク管理および財源を分析しなければならず、不利な状況下でのグループから構成員の法人単位への資金支援やグループで利用可能なキャッシュ・フローの構成員の法人単位への移転等によるグループとしての継続的存在能力、グループ構造の変化および各メンバーの事業継続力を考慮すべきであるとしている（ICP 16.15.10・16.15.11）。また、保険グループ ORSA では、剰余金および移転可能な資本の調達源を考慮し、必要な管理行動を定めるべきであるとしている（ICP 16.15.12）。

図表 8 保険コア・プリンシプルにおけるグループ ORSA に係る追加的ガイダンスの概要

| ガイダンス番号・項目 | | 概要 |
|--------------------|-------------------|--|
| 16.13.3 16.13.5 | ORSA 全般 | 保険グループは、グループのリスク管理および現在と将来のソルベンシー（支払余力）の状況の十分性を評価するために、グループ全体から生じるすべての予見可能な関連する重大なリスクを含めた、グループ・レベルのリスクの性質、規模および複雑性に適合した ORSA を実施すべきである。保険法人単位の ORSA およびグループ単位の ORSA の双方でグループの分割やグループ構造が変化するシナリオを考慮した方がよい場合があり、現在の資本十分性の評価および継続性分析ではグループの構造やグループとしての一体性（integrity）の変化の可能性を考慮すべきである。 |
| 16.14.9 | 経済資本および規制上の資本 | 保険グループは、ORSA の一環として、グループのリスク許容度および事業計画に基づき、グループの経済資本、規制上の資本必要額および財源を確認し、監督要件が満たされていることを示すべきである。経済資本の評価、適切なリスク許容度の設定ならびにリスク管理行動は、グループと法人単位の双方で行われなければならない。保険グループ全体の資本財源の評価で対処すべき主要な要素は、マルチプル・ギアリング（資本の多重使用）、グループ内の資本創出および相互資金調達、資本の質および資本の代替可能性のレバレッジ、ならびにグループ事業体間の自由な資本譲渡性である。 |
| 16.14.19 | 内部モデルの使用に関するガイダンス | 保険グループおよび法人単位でそれぞれ ORSA を実施すべきである。保険グループは、リスク・プロファイルの性質、規模および複雑性に最もふさわしい ORSA の方法を選択すべきであり、内部モデルの使用を意味するのではないが、法人単位で内部モデルの使用が適切でない場合でも、グループ ORSA のために内部モデルを使用することが適切であるかもしれない。 |

されないことになる。

²⁷ 資本の質および代替可能性のレバレッジとは、リスクに備える資本が払込済み株式資本のように 100% その損失吸収に使用できる場合と異なり、資本金を担保に借り入れて一定期間内で返済すべき借入資金のように、損失吸収に 100%利用できない事例を意味する。

²⁸ グループ事業体間の自由な資本譲渡性とは、グループ内のある事業体のリスクに備える資本を別の事業体のリスクにも転用が可能であることを意味し、資本不足に陥った事業体への資本調達の融通性が図れる一方、資本の重複使用（マルチプル・ギアリング）と同様の問題が生じる可能性もある。

| ガイダンス番号・項目 | | 概要 |
|----------------------------------|-------------------|--|
| 16.15.10 16.15.11 16.15.12 | 事業継続性に関する追加的ガイダンス | <p>保険グループは、グループの事業継続能力と必要なリスク管理および財源を分析しなければならず、以下のようなグループとしての継続的存在能力、グループ構造の変化および各メンバーの事業継続力を考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人単位では、不利な状況下でのグループからの継続的な支援およびグループから法人単位の保険事業者に波及するリスクの分析 ・グループの利用可能キャッシュ・フローの存在およびそのメンバー間の移転可能性の確保ならびにストレス時のキャッシュ・フロー管理のための行動の概要の設定（新規事業削減、配当金カットなど） ・ストレス後のグループ内での資本配分、子会社の資本再調達の可能性 <p>保険グループの ORSA では、剰余金および移転可能な資本の調達源を考慮し、必要な管理行動（資本財源の移転、他のグループ内取引またはグループの再構築等）を定めるべきである。</p> |

（出典：IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology”, 1 October 2011 をもとに作成）

5 . NAIC による保険グループ規制と ORSA

米国における保険事業に対する規制・監督は、州にその権限があり、各州によってその内容や体制等は異なるが、各州保険監督機関が加盟する全米保険庁長官会議（National Association of Insurance Commissioners：以下「NAIC」）では、モデル法やモデル規則等を策定し、各州の保険法規制の標準となっている。NAIC では、保険グループ規制の一環として、グループ全体の直接的な財務健全性規制が存在しないことを補うために、一定規模以上の保険グループ傘下の保険事業者等に対して ORSA 報告を求めることを検討しており、その動向を説明する。

(1) 米国における保険グループ規制

a . ソルベンシー現代化の取組

NAIC は、金融危機を契機として、アメリカン・インターナショナル・グループ（American International Group：以下「AIG」）の経営危機等の経験を踏まえ、保険会社の資本要件や保険グループ規制等の見直しを検討している²⁹。

米国各州の保険法では、保険持株会社はわが国のような免許対象ではなく、一般事業会社として直接的な規制・監督の対象外となっている。また、保険事業者の資本規制であるリスク・ベース・キャピタル（Risk-Based Capital：以下「RBC」）報告制度は、基本的に保険会社単体ベースで行われ、保険グループ全体での連結ベース等の財務健全性規制は行われていない。

²⁹ NAIC は、金融危機の中で保険会社の財務の健全性の悪化をもたらした主要な問題の解決および国際的な規制の進展とその活用の可能性を検証するために、2008年6月にソルベンシー現代化の取組（Solvency Modernization Initiative）を実施することを決定し、その取組を推進するために、各州保険庁長官で構成するソルベンシー現代化の取組タスクフォース（Solvency Modernization Initiative Task Force：以下「SMI タスクフォース」）を設立した。SMI タスクフォースでは、専門のワーキング・グループを新設するとともに、NAIC の既存の各種専門委員会と連携して、資本要件、国際会計基準、グループ監督、保険における準備金評価問題および再保険問題の5分野を中心にして検討を行ってきている。

このような中で、NAIC モデル保険持株会社制度規制法（NAIC #440 Insurance Holding Company System Regulatory Act：以下「モデル法 #440」）の見直しが行われるとともに、グループ・ソルベンシー資本要件の検討が行われた。

b . NAIC モデル保険持株会社制度法

モデル法 #440 は、保険持株会社（以下「グループ」）³⁰の一員である保険会社がグループ内の取引等によって健全性に影響を受けることを防止する等のため、保険会社の支配権を取得または保険会社を合併する場合の事前の報告および認可（3 条）、支配権を取得された保険会社の登録（4 条）ならびにグループ内の重大な取引の報告義務等（5 条）を規定している。このほか、同モデル法とともにその報告等の細則を定める報告フォームおよびインストラクション付き NAIC 保険持株会社制度モデル規則（NAIC #450 Insurance Holding Company System Model Regulation with Reporting Forms and Instructions：以下「モデル規則 #450」）が策定されている³¹。

2010 年 12 月に採択されたモデル法 #440 の主な改正事項としては、保険事業者の支配権の取得等だけでなく、移転・売却も届出の対象とすること（3 条）のほか、国際的に活動するグループの場合に、傘下の保険事業者を監督する保険監督者が、異なる金融業態、国や州の監督当局による情報交換および協力のために監督カレッジ（supervisory college）³²を設立または設立された監督カレッジに参加すること（7 条）、グループ内保険事業者に対する統合リスク報告（Enterprise Risk Report）の提出および当局による審査権限等（6 条）が導入された（概要は文末参考図表 3 を参照願う）。

また、モデル法 #440 に基づく報告様式を定めるモデル規則 #450 では、グループ内保険事業者の年次登録届出書（annual registration statements）のフォーム B において、すべての関連事業者の財務諸表、ガバナンスおよび内部統制に関する宣誓書、その他必要事項を加えて拡充している。また、新たにフォーム F で保険事業者にグループ・リスクをもたらしうる領域の情報についての統合リスク報告事項を定めている（図表 9 参照）。

³⁰ 保険持株会社制度とは、直接的または間接的に支配を受ける 2 社以上の関連会社（affiliates）のうち、1 社以上が保険会社で構成される会社グループと定義され、専ら子会社の経営管理業務を行う持株会社だけでなく、一定の事業を行う会社が親会社として傘下に保険会社を保有する場合が含まれる。

³¹ このほか、グループ内に異なる州の免許を有する保険会社が存在する場合の監督当局間の調整および情報交換を促進するためのリード州監督者の決定および運営方法等を規定する保険持株会社の分析に関するフレームワーク（Framework for Insurance Holding Company Analysis）も策定されている。

³² 監督（者）カレッジは、金融危機を契機として、国際的な国や業態をまたがる大規模な金融・保険グループや金融コングロマリットの効果的な監督のために、各グループ単位で設置される、関係する監督者が集まって監督上必要となる情報交換や調整等を行う組織である。

図表 9 保険持株会社制度モデル規則フォーム F で報告が求められる統合リスク報告事項

| 報告事項の概要 | |
|---------|--|
| 1 | 戦略、内部監査での発見、グループに影響を与えるコンプライアンスまたはリスク管理の重要な進展 |
| 2 | 保険事業者の取得もしくは処分およびグループ内の既存の金融もしくは保険事業者の再編 |
| 3 | 株式の 10%以上を占める保険グループの株主の変更 |
| 4 | グループに重大な影響を及ぼす捜査、規制活動または訴訟の進展 |
| 5 | グループの事業計画および今後 12 カ月の事業戦略の要約 |
| 6 | 前年度に監督カレッジによって提起されたグループの重大な懸念事項があれば、該当事項 |
| 7 | グループの資本財源および実質的な配賦パターン |
| 8 | 信用格付およびグループ内個別保険事業者の保険財務力格付に潜在的に不利な動きを生じさせたか、生じさせるかもしれない格付機関による何らかの不利な動きまたは格付機関との話し合い（格付評価とアウトルック双方） |
| 9 | グループ全体を通しての企業もしくは親会社の保証および当該保証の求めがあった場合の流動性についての予想される供給源 |
| 10 | 経営陣の見解においてグループに悪影響を及ぼしうるグループの何らかの重大な活動または進展 |

(NAIC, “Insurance Group Supervision, CIPR newsletter, April 2012”その他をもとに作成)

(2) グループ・ソルベンシー評価と ORSA

a. 経緯

米国各州における保険事業者の資本要件は、NAIC が策定する計算式 (formula) に基づいて単体ベースで適用される統一的な RBC 報告制度が採用されている。また、金融危機の中で、州の保険監督者の間には、AIG の事例を除いて米国の保険事業者の健全性が問題になっていないとして、現行制度を維持すべきであるとの意見も根強い。一方、2009 年に行われた国際通貨基金 (IMF) による金融セクター評価プログラム (Financial Sector Assessment Program : FSAP)³³における米国の保険規制の評価では、免許保険事業者がグループの一員となっている場合に、米国の監督当局はグループ全体の財務状況まで評価の範囲を拡大すべきであることが勧告された。IAIS の保険コア・プリンシプル ICP 17「資本十分性」および ICP 23「グループ全体の監督」でも、保険事業者は法人ベースとグループ全体のベースで監督するべきことが規定されている。

このような中で、NAIC では、2010 年の NAIC の冬期会合において、保険グループ監督の一環として、ORSA の報告要件を課すことによって、グループ全体のリスクおよび資本十分性の監督手段として ORSA を利用する方針が確認された。これを受けて、2011 年 11 月に、ORSA 要約報告 (ORSA Summary Report) として保険事業者

³³ 金融セクター評価プログラム (FSAP) は、アジア金融危機を契機として、1999 年から IMF と世界銀行が共同で実施している各国の金融分野の総合的で詳細な分析・評価プログラムであり、各国・地域の金融安定性評価 (IMF が所管、先進国を含め各国が対象) および金融発展性評価 (世界銀行が所管、新興市場・発展途上国が対象) で構成される。金融安定性評価では、銀行その他の金融分野の財務健全性、ストレス・テストの実施、IAIS の保険コア・プリンシプルならびにバーゼル銀行監督委員会および証券監督者国際機構 (IOSCO) のそれぞれのコア・プリンシプルに対する各金融分野の規制・監督の質的水準、金融システムのストレス時の監督者、政策決定者およびセーフティー・ネットの対応能力などが評価される (IMF ウェブサイト “The Financial Sector Assessment Program (FSAP)”)。

および保険グループに求める ORSA に関する報告の指針を提供する NAIC リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) ガイダンス・マニュアル (NAIC Own Risk and Solvency Assessment (ORSA) Assessment Guidance Manual : 以下「ORSA ガイダンス・マニュアル」) が策定された。

また、ORSA 要約報告を一定規模以上のグループに属する保険事業者に報告を求めること等を法定化するためのリスク管理およびリスクとソルベンシーの自己評価モデル法 (Risk Management and Own Risk and Solvency Assessment Model Act : 以下「ORSA モデル法」) の草案が作成され、現在 (2012 年 7 月) ワーキング・グループで検討が進められている。

b. ORSA モデル法

ORSA モデル法は、リスク管理フレームワークを維持し、ORSA を補完するための要件ならびに ORSA 要約報告の保険監督者への届出に関する指針を提供することを目的としている (検討されている ORSA モデル法の概要は、図表 10 を参照願う)。

ORSA モデル法は、ORSA 要約報告を求める前提として、重大かつ関係するリスクを特定し、評価し、監視し、管理して報告するリスク管理フレームワークを維持すること (3 条) 保険事業者または保険グループは、ORSA ガイダンス・マニュアルに合致する ORSA を少なくとも年 1 回、また、リスク・プロファイルに重大な変化があった場合はその都度実施すること (4 条) ORSA 要約報告の内容は ORSA ガイダンス・マニュアルに従って準備され (7 条) ORSA 要約報告または実質的に同内容の報告を毎年 6 月 30 日より以前に保険監督者に提出すること (5 条) を規定している。

また、本法に基づくリスク管理および ORSA の要件の適用除外として、保険事業者の、連邦穀物保険および連邦洪水保険への出再保険料を除いた、海外を含む年間の元受または独立した引受保険料が 50 万ドル未満、かつ、他の関連保険事業者を含む保険グループ全体の同様のベースの年間元受または独立した引受保険料が 100 万ドル未満である場合は、当該保険事業者は対象外である。ただし、**か** のいずれかが該当しない場合 (所定の規模を超える場合) は、ORSA 要約報告の提出が求められる。一方、**および** の双方が該当しない場合であっても、保険事業の種類や規模の特性に応じて、監督当局の判断で ORSA 実施要件を免除することができる。さらに、**および** の両方が該当する場合であっても、RBC が介入レベルにある場合や、破綻状況の指標が 1 以上該当する場合など監督当局が必要と判断される場合は、ORSA の実施を求めることができるとしている。ORSA 要約報告は、グループ内の同一の ERM の枠組にあるすべての保険事業者が含まれる合体ベースで作成される場合は、保険事業者単独での ORSA 要約報告は不要となる。また、**のみ** が該当し、**が** 該当しない場合の ORSA 要約報告は、当該保険事業者単独でも他の保険事業者との合体ベースでも可となる (6 条)。

このほか、ORSA 関係資料の保険監督者の守秘義務の取扱（8 条）、保険事業者等が本要件に違反した場合の制裁措置（9 条）などが規定されている。

図表 10 NAIC の ORSA モデル法草案（検討中）の概要

| 条 | 項目 | 概要 |
|------|--------------|--|
| 1 条 | 目的および範囲 | 本法の目的は、リスク管理フレームワークを維持し、ORSA を補完することの要件を規定し、ORSA 要約報告の届出のガイダンスを提供することと規定。 |
| 2 条 | 定義 | 保険グループ、保険事業者、ORSA、ORSA 要約報告、ORSA ガイダンス・マニュアルの定義を規定。 |
| 3 条 | リスク管理フレームワーク | 保険事業者は重大な関係するリスクを特定し、評価し、監視し、管理し、報告することを支援するリスク管理フレームワークを維持すべきことを規定。 |
| 4 条 | ORSA 要件 | 保険事業者または保険グループは、ORSA ガイダンス・マニュアルに合致する ORSA を少なくとも毎年 1 回、また、リスク・プロファイルに重大な変化があった場合はその都度実施することと規定。 |
| 5 条 | ORSA 要約報告 | ORSA 要約報告または実質的に同内容の報告を毎年 6 月 30 日より以前に保険監督者に提出すること等を規定。 |
| 6 条 | 適用除外 | 保険事業者の、連邦穀物保険および連邦洪水保険への出再保険料を除いた、海外を含む年間の元受または独立した引受保険料が 50 万ドル未満、かつ、他の関連保険事業者を含む保険グループ全体の同様のベースの年間元受または独立した引受保険料が 100 万ドル未満である場合は、当該保険事業者は本法の適用対象外とする。ただし、か のいずれかが該当しない場合（所定の規模を超える）等は、ORSA 要約報告の提出が求められること等を規定。 |
| 7 条 | ORSA 要約報告の内容 | ORSA 要約報告は、ORSA ガイダンス・マニュアルに従って準備され、また、関係書類等は維持され、審査時の要求に対し入手可能とすべきことを規定。 |
| 8 条 | 守秘義務 | ORSA 要約報告を含む関係書面および情報は保険事業者の所有物であり、保険監督者の守秘義務の対象となること等を規定。 |
| 9 条 | 制裁措置 | 本法に基づく要件に適合しない場合の制裁措置等を規定。 |
| 10 条 | 可分性条項 | 本法の条文の適用は、ある部分の規定は無効であっても、有効な規定がある場合は、該当部分は適用され、本法は可分的である旨を規定。 |
| 11 条 | 有効日 | 本法の要件は、2014 年 1 月 1 日から有効とする。 |

（出典：NAIC, “Discussion Draft for Group Solvency Issues (E) Working Group, Released for Comment to Close of Business July 13, 2012”をもとに作成）

c. ORSA ガイダンス・マニュアルの概要

ORSA ガイダンス・マニュアルは、ORSA の実施要件が課せられる保険事業者が、ORSA 実施時および ORSA 要約報告作成時に考慮すべきものとして作成されている。ORSA 要約報告は、監督者の当該保険事業者に対するリスクに焦点を当てた分析と検証手続の範囲、深さおよび最低限の実施時期の判断に利用される。

ORSA 要約報告は、保険事業者のリスク管理のフレームワークを説明する第 1 部、保険事業者のリスク・エクスポージャーの評価を説明する第 2 部およびグループのリスク資本および予測ソルベンシー評価を説明する第 3 部の 3 部構成で記載することとなっている（NAIC ORSA ガイダンス・マニュアルの概要は、文末参考図表 4 を参照願う）。

(a) 第1部

第1部では、保険事業者のERMフレームワークで最低限満たすべき原則を示し、ERMフレームワークの高いレベルでの要約の説明が求められている。また、関係する重要なリスクの特定方法、分類方法および事業戦略に従った管理の方法の説明、リスクの監視プロセスと方法、リスク選好、リスク許容度とグループ・リスク資本の額および質との関係のそれぞれに関する説明、ならびにリスク・プロファイルの変化の監視および対応のための評価手段（フィードバック・ループ）等についての説明が求められている。

(b) 第2部

第2部では、第1部で特定された重要なリスク分類の平常時およびストレス環境時のリスク・エクスポージャーの定量的および定性的な評価の説明が求められている。重要なリスク分類には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、保険引受リスクおよびオペレーショナル・リスクなどが含まれうる。また、第2部には、特定されたリスクの詳細な説明、使用されたリスク評価の手法、設定した主要な想定条件および検証した妥当性のある悪化シナリオによる結果に関する説明が含まれる。この中で、リスク許容度ステートメントには、関係する重要なリスク分類および特定されたリスクの関係を考慮しつつ、重要な定量的および定性的なリスク許容限度、リスク許容度ステートメントおよびリスク許容限度の決定方法が含まれなければならない。また、保険事業者の内部モデルの承認プロセスを説明することも求められている。

(c) 第3部

第3部では、保険事業者が、現在および今後2年から5年間のような長期の事業サイクルを通じて事業を運営するために必要となる財務資源の水準を判断するために、どのようにリスク管理指針の定性的要素とリスク・エクスポージャーの定量的測定を組み合わせているかを説明しなければならない。この中で、保険事業者は、グループ・リスク資本の評価を行い、年次ベースで前年度の評価結果を提供しなければならない。資本十分性評価のプロセスは経営および意思決定手続の中に統合されなければならない。リスク資本の評価は、経済資本、格付資本モデル、規制上の資本必要額の様々な視点が含まれうる。グループ・リスク資本必要額および資本十分性の分析には、分析に使用した方法および前提の説明を伴わなければならない。また、保険事業者は、開示されたリスク選好度に従って、複数年の事業計画を実行するための必要な財務資源を有すること示す予測ソルベンシー評価を提供しなければならない。なお、予測に対して必要な利用可能資本を有しない場合は資本十分性の懸念に対処するための経営行動を説明する必要がある。予測ソルベンシー評価は、

平常時およびストレス環境時の双方を考慮し、個別の保険事業者単位で行われる場合も、グループ・リスクを考慮しなければならないとされている。

6. わが国における ORSA 関連規制の現状と今後の課題

わが国における ORSA に関する規制の状況および海外諸制度における ORSA との比較でみたわが国の ORSA 関連規制の今後の課題について説明する。

(1) わが国における ORSA に関する規制

a. わが国におけるリスク管理態勢の監督手段

わが国では、保険業法等の法令によって、保険事業者に対して ORSA を求めることはなされていない。ただし、わが国の監督手法として、保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）および保険検査マニュアルがあり、実質的な法規制として、保険会社はこれらに従った経営管理が求められている。すなわち、監督指針および保険検査マニュアルは、監督当局の内部文書であり、それ自体は法令ではないが、これに反するようであれば、保険業法 128 条に基づき、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認められるときに、保険会社に対して報告または資料を求め、また、同 129 条に基づき、立ち入り検査を行うとともに、同 132 条に基づき、業務改善計画の提出または業務の停止もしくは財産の供託その他監督上必要な措置を命じることとされ、実質的な法的強制力をもって、保険会社に適用される。

監督指針における ORSA に関する規定としては、「 . 保険監督上の評価項目」の「 - 1 財務の健全性」の中の「 - 2 - 6 リスク管理」において、「 - 2 - 6 - 1 統合リスク管理」が規定され、さらに「 - 2 - 6 - 2 ストレステストの実施」、「 - 2 - 6 - 3 資産負債の総合的な管理」、「 - 2 - 6 - 4 保険引受リスク管理態勢」、「 - 2 - 6 - 5 再保険に関するリスク管理」が規定されている³⁴。また、保険業法とともに監督指針の実行状況の検査の視点を規定する保険検査マニュアルにおいても、「統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」が規定されている。

b. 監督指針における「統合リスク管理」の内容

監督指針における「統合リスク管理」の規定では、財務の健全性の確保および収益性の改善を図るために、適切なリスク管理を組織的、総合的に行うことが必要であると ERM の意義が説明されている（ - 2 - 6 - 1 - 1 ）。

ERM の要件として、取締役会が、保険会社の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた ERM 指針を定めること、また、ERM 指針等に沿ったリスク許容限度の設定の基

³⁴ 監督指針では、このほか、「 - 3 業務の適切性」の中で「 - 3 - 12 事務リスク管理態勢」、「 - 3 - 13 システムリスク管理態勢」、「 - 3 - 14 業務継続体制（BCM）」が規定されている。

本的考え方を定めること（ - 2 - 6 - 1 - 1 (1) ）、保険会社の業務やリスクの特性、規模、複雑性に応じて、関連部門との間で相互牽制機能が確保された ERM の所管部門の設置、上級経営陣および取締役会に適時に報告する態勢整備とその実行など ERM 態勢の構築が規定されている（ - 2 - 6 - 1 - 1 (2) ）。

ERM の業務としては、取締役会等により、定期的に、リスク、経済価値評価に基づく保険会社独自の必要資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、必要な意思決定を行うなど、把握した情報を業務の執行および管理体制の整備等に活用することとされている（ - 2 - 6 - 1 - 1 (3) ）。また、ERM の対象として、少なくとも保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスクおよびシステムリスクを含むすべてのリスクのうち重要なリスク（重要なグループ会社に係るリスクを含む）を認識し、計量的な統合リスクの対象となるリスクを適切に決定し、明確に文書化するとともに、計量化の対象とならないリスクについても、定性的な評価等により、ERM の枠組で考慮されるべきとされている（ - 2 - 6 - 1 - 1 (4) ）。

このほか、リスク計量化について、共通の基準での評価、リスク測度の設定方法等、客観性、適切性を確保、直近状況のリスクの計量化に加えて中長期の経営戦略や経営環境を踏まえた将来の資本充実状況の分析および継続性評価の実施、リスク計量化の精度の向上や対象リスク拡大のための検討、評価方法やデータ収集等の検討・研究なども求められている（ - 2 - 6 - 1 - 1 (5) ~ (7) ）。

（2）国際的な比較で見たわが国の ORSA 関連規制の課題

監督指針における ERM の規定内容は、前記のとおり、基本的には、IAIS の保険コア・プリンシプル ICP 8 のリスク管理態勢の整備に係る要件および ICP 16 の ERM のフレームワーク構築の要件に合致するものである。一方、監督指針では ORSA として規定していないものの、ERM の業務として、定期的に取り締役会に対して、保険会社の独自の必要資本（経済資本）の充足状況のほか、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を行い、これを踏まえて必要な意思決定を行う点で、保険会社内部で実質的に ORSA を実施することになる。

しかしながら、監督指針では、ORSA を明確に規定していないことから、どの程度の厳格さおよび広範さをもって ORSA を実施し、経営の意思決定に活用すべきか等は明確ではない。また、保険会社に対して、ERM 指針等として、ORSA のプロセスを規定し、文書化することならびに ORSA のプロセスおよび ORSA を実施した評価結果等を監督当局に定期的に報告することまでは、要件として規定されていない（監督当局は、必要に応じて、報告および資料の提出を求めることはできるが）。また、グループ・リスクに関する取扱も明確ではない。この点で、わが国では、ORSA を保険会社の健全性監督の重要な手段として積極的に活用するところまでには至っていない。

他方、EU のソルベンシー のような経済価値ベースでの資産および負債評価ならびにリスク量の計量化に基づくソルベンシー規制は、資産と負債の整合性がとれた規制となり、従来はよく見えなかった側面がより明らかになり、監督・規制上有効であるとされ、また、保険会社のリスク管理の高度化(経営の重要な意思決定に活用され、会社全体にリスク文化が醸成されること)にもつながると言われている³⁵。わが国では、経済価値ベースのソルベンシー・マージン規制の導入に向けた動きが見られるが、まだ、導入には至っておらず、保険会社独自の内部モデル(確率論的手法)による規制上の資本必要額の算定は認められていない。今後、経済価値ベースのソルベンシー・マージン規制が導入されれば、保険会社独自の内部モデルによる規制上の資本必要額の算定への道が開かれることとなり、実態的な(事業戦略や事業計画をカバーする中長期的な)リスク資本と規制上の資本必要額の両方を内部モデルを使用して比較することが可能となると思われる。

また、EU のソルベンシー では、ORSA のプロセスおよびその結果を財務状況に関する報告の一環として一般への情報開示の対象としているが、わが国では、ORSA 自体の定義も明確でなく、開示対象とはなっていない(図表 11 参照)。今後、わが国でも、EU と同様に、ORSA の内容が開示対象になれば、より実態を反映したリスクと財務状況の判断に有益な情報の提供につながると思われる。

図表 11 わが国およびソルベンシー 等海外諸制度における ORSA の要件比較

| | EU ソルベンシー | IAIS 保険コア・プリンシプル | NAIC ORSA ガイダンス・マニュアル | わが国の関連規制 |
|--------|---|--|---|---|
| 法的根拠 | ソルベンシー 枠組指令 45 条、246 条 4 項、EIOPA ガイドライン | 保険コア・プリンシプル ICP 16 | NAIC ORSA ガイダンス・マニュアル、リスク管理およびリスクとソルベンシーの自己評価モデル法(検討中) | 保険会社向け総合的な監督指針 -2-6 等、保険検査マニュアル「統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」 |
| 実施対象 | ソルベンシー の適用対象の保険事業者(注 1)および保険グループであり、すべての子会社等を含むグループ全体で単一の ORSA 書面の提出も認める。 | 保険事業者および保険グループであり、保険グループに属する保険事業者はそれぞれでも ORSA を実施する。 | 所定の規模(注 2)に該当しない保険事業者および保険グループであり、すべての子会社等を含むグループ全体で単一の ORSA 書面の提出も認める。 | 規制対象の保険事業者および保険グループ |
| 経営陣の関与 | 経営陣は ORSA プロセスに積極的な役割を担い、決定を行う場合、ORSA の結果と照合し、妥当性を検証する。 | 経営陣は ORSA に関して責任を有する。 | 役割、責任等を明確にした ERM フレームワークの構築。グループ・リスク資本評価プロセスは経営および意思決定手続に統合。 | 経営陣の定期的な必要資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、意思決定など業務執行に活用 |

³⁵ 「〔特集〕保険経済価値規制の是非を問う」週間金融財政事情(2011.4.18) p. 10, 19.

| | EU ソルベンシー | IAIS 保険コア・プリンシプル | NAIC ORSA ガイダンス・マニュアル | わが国の関連規制 |
|-------------------|--|---|--|---|
| 実施頻度 | 少なくとも毎年、また、リスク・プロファイルに重大な変化が生じた場合に実施。 | 定期的を実施する（具体的頻度は明示されていない）。 | 年次で ORSA 要約報告を監督者に提出。 | 経営陣に定期的に報告するなど（具体的規定なし） |
| 対象リスク | 規制上の対象リスク（保険引受、市場、信用、無形固定資産、オペレーショナル）以外の風評リスク、戦略リスク等も含めることができる。 | 少なくとも保険引受、信用、市場、オペレーショナル、流動性およびグループの各リスクを含むすべての予測可能な重大リスクを対象。 | リスク評価の対象となる関係する重要なリスク分類には、信用、市場、流動性、保険引受およびオペレーショナルの各リスクが含まれうる。 | 少なくとも保険引受、信用、市場、流動性、オペレーショナルおよびシステム（グループを含む）の各リスクのうち、重大なリスクを認識。 |
| 実施内容 | 事業戦略およびリスク許容度に基づき、中・長期的展望を踏まえた自社特有のリスク量を評価し、それに対応できる自己資本の十分性および規制資本要件の適合状況の評価する。 | リスク許容度と事業計画の下で経済資本、規制上の資本必要額等を考慮し、事業を管理するために必要な資本財源の十分性を評価する。 | 資本必要額および利用可能資本に基づくグループ・リスク資本評価を実施するとともに、複数年の事業計画を実行するための予測ソルベンシー評価を実施する。 | リスク、経済価値評価に基づく保険会社独自の必要資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況を報告する。中長期の経営戦略や経営環境を踏まえた将来の資本充実状況の分析および継続性評価を実施。 |
| ORSA における内部モデルの利用 | 標準フォーミュラのほか、内部モデルの利用も認める。 | 規制上の方式のほか、内部モデルの利用も認める。 | リスク資本の評価は、内部モデルの利用を想定。 | 必要資本（リスク資本）の評価は内部モデルの利用を想定。 |
| 実施要件 | ORSA 指針の策定、文書化等 | リスク管理指針等の策定、文書化等 | リスク管理指針等を検証する場合あり。 | ERM 指針等の設定。 |
| 情報開示 | 一般への情報開示の対象。 | 規定なし。 | 保険事業者固有の情報として守秘義務。 | 規定なし。 |

（注 1）年間総収入保険料 500 万ドル未満の小規模保険事業者等を除く保険事業者および保険グループ。

（注 2） 保険事業者で年間引受保険料 50 万ドル未満、かつ、 保険グループで年間引受保険料 100 万ドル未満の条件に該当しない保険事業者および保険グループ。

（出典：各種関係資料をもとに作成）

7. おわりに

先進的な保険事業者は、ERM において、保険会社独自のリスク資本（経済資本）によるリスク量と自己資本の管理のほか、格付機関が保険財務力評価に使用する格付機関モデル（フォーミュラ）による資本必要額³⁶、および規制上のソルベンシー資本必要額

³⁶ ソルベンシー規制上の資本必要額の算定は、一般的には保険契約者に対する保険契約上の責任の履行が 1 年以内に困難となるような状況を回避するため、是正措置発動を判断する指標となる水準を求めるものである。一方、格付機関の資本必要額の算定モデル（フォーミュラ）は、保険会社が長期にわたって継続的に事業を営めるか否かを判断する指標となる水準を求めるものであり、規制上のフォーミュラ等よりもリスクの要素の判断基準がより高い水準に設定されているといわれている。スタンダード・アンド・プアーズの資本十分性算定モデルは SCAR（S&P Capital Adequacy Ratio）AM ベストの資本十分性算定

のそれぞれに対する自己資本の額を確認する実務が行われていると思われる。このような中で、ORSA は、保険事業者の ERM とより実態的な財務健全性の状況を把握する監督手法として、EU のソルベンシー、IAIS の保険コア・プリンシプルおよび米国の NAIC によるモデル規制の中でそれぞれ導入、または導入に向けた検討が行われている。

また、2008 年の金融危機における AIG の経営危機などを契機として、保険グループおよび個々の保険事業者の財務健全性の状況を早期に把握することの重要性が認識され、ORSA はその有力な手段となっている。

わが国は、保険グループ・ベースでの連結ソルベンシー・マージン比率規制が 2011 年度末から導入され、また、経済価値ベースでのソルベンシー・マージン規制の導入に向けた検討が進められているといわれている。このような中で、わが国でも、ソルベンシーにおける ORSA と同様の規制が導入されることが十分予想される。本稿が、ORSA 規制とはどのようなものか、また、今後の ORSA 導入に向けて、どのような準備をするべきかを考える一助になれば幸いである。

モデルは BCAR (Best's Capital Adequacy Ratio) と呼ばれている。

ソルベンシー の動向

1. 経緯

現行のソルベンシー規制（ソルベンシー）³⁷の抜本的な見直しを図るソルベンシー を実施するためのソルベンシー 枠組指令（2009/139/EC）が2009年11月に策定された³⁸。ソルベンシー 枠組指令は、ソルベンシー規制以外の保険事業に係る規制・監督を含み、わが国の保険業法に相当するものである。ソルベンシーの立法化は、EUの立法手続の1つであるラムファルシー手続（Lamfalussy Process）と呼ばれる4段階の手続に従って進められている。

ソルベンシー 枠組指令は、第1段階のレベル1として、規制の基本的な内容や原則など大枠を規定しており、欧州委員会が提案し、欧州議会および閣僚理事会の採択によって、2012年10月末を期限（加盟国は必要な国内法制化を実施する義務を負う）として決定された。第2段階のレベル2は、規制の詳細規定である実施措置（Implementing Measures）として、EU横断的な保険職域年金監督機関であるEIOPAの技術的なアドバイスを得て、欧州委員会が採択することとなっている。また、第3段階のレベル3は、法令の解釈および監督実務等の統一化を図るガイダンス（Level 3 Guidance）であり、EIOPAによって策定される。さらに、第4段階（レベル4）は、ソルベンシー 施行後の実施義務を負うEU各加盟国の実施状況の欧州委員会による検証および未実施等の違反行為に対する法的措置である。

レベル2の実実施措置は、2010年までにEIOPAから最終アドバイスが出され、ソルベンシー規制のリスクの定量化等の技術的要件は5回にわたる定量的影響度調査（Quantitative Impact Study：QIS）を経て検証・調整が行われている。現在（2012年7月時点）の予定では、欧州委員会での最終案の提示および採択が2012年末までに行われることになっている。

2. オムニバス 指令によるソルベンシー 枠組指令の改正動向

一方、ソルベンシー の実施に向けた加盟国および保険事業者の準備状況は、

³⁷ EU域内における現在のソルベンシー規制の枠組は、2002年3月に策定された損害保険ソルベンシー・マージン指令（2002/13/EC）および生命保険ソルベンシー・マージン指令（2002/12/EC）である。これらは、保険引受けリスクのみを対象としており、資産運用リスクや経営管理リスク等は考慮されていない。

³⁸ ソルベンシー およびソルベンシー は、EUの単一市場の促進によるEU金融市場の活性化を図るために1999年5月に策定された金融サービス行動計画（Financial Services Action Plan：以下「FSAP」）に基づく最先端の健全性規制・監督の戦略目標の1つとして実施されている。すなわち、FSAPにしたがって、欧州委員会は、2000年10月に、既存のソルベンシー・マージン規制改善を図る短期的計画（現行のソルベンシー）および全体的な財務状況の分析によって根本的な方法の見直しを行う長期的計画（ソルベンシー）が策定されたことによる。

2008年の金融危機後の混乱や経済状況の悪化等により遅れていることから、欧州委員会は、実施時期の2013年1月への変更ならびに経過措置等を規定する等のソルベンシー 枠組指令の一部改正を行うオムニバス 指令案の提案を2011年1月に行った。一方、金融危機を経て金融規制改革の一環として、CEIOPSが2011年1月にEIOPAに改組され、EU加盟各国の保険および職域年金監督者の情報交換や欧州委員会への技術的事項のアドバイス等の機能から、より良い規制原則のための技術的基準案の策定、監督者間の意見が一致しない場合の問題解決、技術的なEUルールの一貫性のある適用・解釈のための調整等の役割が強化された。オムニバス 指令では、EIOPAのソルベンシー を含めた技術的基準案の策定権限等も規定されることとなっている。現在（2012年7月時点）加盟国の国内法制化の実施期限等を2013年6月とし、保険事業者への適用開始時期を2014年1月に再延長する案が出されているが³⁹、オムニバス 指令の内容については、欧州委員会、欧州議会および閣僚理事会（議長国）の3者間でさらなる調整が行われており、欧州議会での採択は2012年10月と見込まれている。

³⁹ ソルベンシー 枠組指令（2009/139/EC）に規定される加盟国の国内法制化の期限は、2012年10月31日となっているが、オムニバス 指令の採択時期が2012年10月以降となった場合は正式公布が遅れて、ソルベンシー 枠組指令がそのまま施行されてしまうことになり、加盟国での関係法令の改正が間に合わなくなることが懸念されている。このため、欧州委員会は、ソルベンシー 枠組指令の内容はそのままにして、加盟国の実施期限を2013年6月30日、保険事業者への適用開始時期を2014年1月1日とすることのみを改正するソルベンシー 枠組指令改正案を2012年5月に提案した（2012年5月16日付COM(2012)217 final）。

文末参考図表 1 ソルベンシー における ORSA ガイドライン最終案 (~ 節)^(注)の内容

| 指針番号 | 内容 |
|------|---|
| 節 | 全般的考慮事項 |
| 指針 1 | 衡平の原則 保険事業者は、その事業固有のリスクの性質、規模および複雑さを考慮しつつ、その全般的な資本必要額を評価するために適切かつ十分な技法をもって、組織構造およびリスク管理態勢に適合して専用に構築された ORSA のための独自のプロセスを策定するべきである。 |
| 指針 2 | 経営・管理・監督機関の役割 (トップ・ダウン・アプローチ) 経営・管理・監督機関は、評価をどのように実施し、またその結果にどのように取り組むかを主導することを含め、ORSA に積極的な役割を果たすべきである。 |
| 指針 3 | 文書化 保険事業者は、ORSA に関して少なくとも以下の文書化を実施するべきである。 a) ORSA 指針 b) 各 ORSA の記録 c) ORSA に関する内部報告；および d) ORSA に関する監督当局への報告 |
| 節 | ORSA 指針 |
| 指針 4 | ORSA 指針 ORSA 指針は、全般的ガバナンス - 各種指針に基づき構築されたガイドラインに適合し、追加的に少なくとも以下の事項を含めるべきである。 a) 将来に向けた展望にいかに取り組むかを含め、ORSA を実際に実行するプロセスおよび手続の記述 b) リスク・プロファイル、承認されたリスク許容限度および全般的な資本必要額の間の一貫性の考慮 c) 以下に関する情報 (i) ストレス・テスト、感応度分析または逆ストレス・テストがどのように実施されることになっているか、またどの位の頻度で実施されることになっているか (ii) データ品質の要件；および (iii) (定期的な) ORSA の実施頻度および実施のタイミング、ならびに定期的な所要期間外に ORSA が必要となる引き金となる状況 |
| 節 | 各 ORSA プロセスの記録 |
| 指針 5 | 一般規則 ORSA およびその結果は適切に裏付けされ内部的に文書化されるべきである。 |
| 節 | ORSA に関する内部報告 |
| 指針 6 | ORSA に関する内部報告 一旦 ORSA のプロセスおよび結果が経営・管理・監督機関によって承認された場合は、少なくとも ORSA に関する結果および結論に関する情報は、当該情報が関係するすべての職員に連絡されるべきである。 |
| 節 | ORSA の実行に関する特徴 |
| 指針 7 | 評価および認識 保険事業者が、全般的な資本必要額の評価において、ソルベンシー の基準とは異なる認識および評価の基準を使用する場合は、当該認識および評価の基準が、事業の健全かつ慎重な管理に関する要件に適合する一方、いかに当該事業者の特定のリスク・プロファイル、承認されたリスク許容限度および事業戦略のよりよい考慮を保証しているかを説明しなければならない。 保険事業者は、異なる認識および評価基準の全般的な資本必要額への影響の量的な予測を行うべきである。 |
| 指針 8 | 全般的な資本必要額 保険事業者は、量的および定性的な条件での全般的な資本必要額を表明するとともに、リスクに関する定性的な説明によって当該定量化を補足するべきである。 このことのため、また、適切である場合は、保険事業者は、全般的な資本必要額の評価に関 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>する十分な基礎を提供するために、確認されたリスクを十分広範なストレス・テスト/シナリオ分析に服させるべきである。</p> |
| 指針 9 | <p>将来に向けた展望 保険事業者の全般的な資本必要額の評価は、将来を展望するものであるべきである。</p> |
| 指針 10 | <p>規制上の資本要件 ORSA の一部として、保険事業者は、規制上の資本必要額に継続的に適合することの評価には、少なくとも以下の評価を含めることを確保すべきである。 a) リスク・プロファイルにおける潜在的な将来の変化およびストレス状況 b) その事業計画期間全体を通じて自己資本の量および質；および c) ティア分類をまたがる自己資本の構成、ならびに事業計画期間内の償還、返済および満期日の到来の結果、当該自己資本の構成がどのように変化するかかもしれないか</p> |
| 指針 11 | <p>保険契約準備金 ORSA プロセスの一部として、保険事業者は、保険数理機能が、保険契約準備金の計算および当該計算から生じるリスクに関する要件に継続的に適合することに関してインプットを提供することを確保すべきである。</p> |
| 指針 12 | <p>SCR の基礎となる前提からの乖離 保険事業者は、初めに、定量的基準で、リスク・プロファイルと SCR の基礎となる前提との間の乖離を評価することができる。本評価が、当該事業者のリスク・プロファイルが SCR の基礎となる前提から大きく乖離することを示している場合は、当該事業者は、当該乖離の重大さを数量化すべきである。</p> |
| 指針 13 | <p>戦略的管理プロセスおよび意思決定のフレームワーク 保険事業者は、中期的資本管理、事業計画ならびに商品開発および商品デザインを含め、ガバナンス態勢に関して、ORSA の結果およびプロセスにおいて得られた洞察を少なくとも考慮すべきである。</p> |
| 指針 14 | <p>ORSA の頻度 保険事業者は、少なくとも毎年 ORSA を実施するべきである。本件に関わらず、保険事業者は、リスク・プロファイルおよび資本ポジションに関係してその全盤的ソルベンシー・ニーズの脆弱性を特に考慮しつつ、評価自身の頻度を確立しなければならない。保険事業者は、評価の頻度の十分性を正当化できなければならない。</p> |

(注) グループ全体として行うグループ ORSA に関するガイドラインは第 3 節に規定されるが、その内容は本文 3. (3) b. の図表 4 を参照願う。

(出典: EIOPA, “EIOPA Final Report on Public Consultation No. 11/008 on the Proposal for Guidelines on Own Risk and Solvency Assessment”, EIOPA-258/12, 09 July 2012 をもとに作成)

文末参考図表 2 保険コア・プリンシプル ICP 16 ソルベンシー目的の統合リスク管理の概要

| 基準の番号・項目名 | | 概要 |
|-------------------|---|---|
| 16 | ソルベンシー目的のERM | 監督者は、保険事業者に対してすべての関連する重要なリスクに対応することを求めるソルベンシー目的の統合リスク管理の要件を定める。 |
| 16.1 | ERM フレームワーク | その負担するリスクの性質、規模および複雑さに適切で、リスクおよび資本管理目的ならびにソルベンシー目的に適切な技法を用いた十分に広い範囲の予測結果に基づくリスクの特定と計量化を可能とする保険事業者のERMフレームワークの構築が求められる。 |
| 16.2 | 文書化 | 保険事業者によるリスクの測定は、対象リスク、測定方法、主要な前提条件を詳細に説明する文書化によって裏付けられる必要がある。 |
| 16.3 | リスク管理指針 | 保険事業者は、事業戦略および日常業務の両方ですべてのリスク分類がどのように管理されるかの要点を説明するリスク管理指針の策定が求められる。 |
| 16.4 | リスク管理指針の要求項目 | 保険事業者のリスク許容度、規制上の資本要件、経済資本およびリスク監視のプロセスと方法の関係が記述されたリスク管理指針を有する必要がある。 |
| 16.5 ~ 16.7 | リスク管理指針の要求項目 - ALM 指針、 投資指針、引受 リスク指針 | リスク管理指針は、以下を含める必要がある。 資産・負債管理（ALM）活動の性質、役割および範囲と、商品開発、価格設定機能および投資管理との関係を明確に特定したALM指針 保険引受リスクに関する指針 また、リスク管理指針は、投資活動の性質、役割および範囲と規制上の投資要件の遵守ならびに規制が緩い市場・金融商品の資産・投資のリスク管理を規定する明確な投資指針に反映される必要がある。 |
| 16.8 | リスク許容度 ステートメント | すべての重要なリスク分類とそれらの関係を考慮した定量的・定性的なリスク許容限度を設定するリスク許容度ステートメントを策定・維持し、それを事業戦略に利用し、リスク管理指針を通じて日常業務に組み込む必要がある。 |
| 16.9 16.10 | リスク感応性と フィードバック・ ループ | ERMフレームワークは、リスク・プロファイルの変化に対応でき、適正な情報、管理プロセスおよび客観的評価に基づくフィードバック・ループを組み込んで、適時に行動できるものである必要がある。 |
| 16.11 | <ORSA> 定期的な実施 | 保険事業者は、自社のリスク管理および現在と将来に見込まれるソルベンシー（支払余力）の状況の十分性を評価するORSAを定期的実施する。 |
| 16.12 | <ORSA> 経営陣の責任 | 保険事業者の取締役会および上級管理職は、ORSAに関して責任を有する。 |
| 16.13 | <ORSA> すべての重大 リスクを対象 | ORSAは、少なくとも保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよびグループに起因するリスクを含むすべての予測可能な重大リスクを対象とする。ORSAは、リスク管理と、必要となる利用可能な財源の水準と質との関係を確認するために必要となる。 |
| 16.14 | <ORSA> 経済資本およ び規制上の資 本 | 保険事業者は、ORSAとして以下を実施することが求められる。 自己のリスク許容度と事業計画の下で事業を管理するために必要な全般的な財源を判定し、監督上の要件を満たしていることを示すこと リスク管理行動をORSAなどの経済資本、規制上の資本必要額および財源の考慮に基づいたものとする 規制上の資本必要額および追加的な資本ニーズを満たすために、資本財源の質と十分性を評価すること |
| 16.15 | <ORSA> 継続性分析 | 保険事業者の事業継続性分析として、以下が求められる。 保険事業者は、ORSAの一環として、規制上の資本必要額を算定するために通常使用される期間よりも長い時間軸で、自らの事業継続能力と、必要となるリスク管理の人材・資源および財源を分析すること 保険事業者の継続性分析は、中・長期的な事業戦略の定量的・定性的な要素の組合せに対処し、将来の財務状況の予測と規制上の資本必要額の充足能力の分析を含むこと |
| 16.16 | 監督者の役割 | 監督者は保険事業者のORSAを含むリスク管理プロセスと財務状況を検証し、必要に応じてリスク管理、ソルベンシー評価、資本管理の強化を求める。 |

(出典：IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology”, 1 October 2011 をもとに作成)

文末参考図表 3 NAIC モデル保険持株会社制度規制法の概要

| | 項目 | 規定の概要 |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 州内保険事業者の支配権の取得、合併等を行う者の届出義務（3条） | 州内保険事業者の支配権の取得もしくは合併、または既に支配権を有している保険事業者の支配権を移転、売却する場合の州保険長官への届出義務を規定。 |
| 2 | グループ内の保険業者の登録義務（4条） | <p>保険持株会社傘下の保険事業者について、以下を含めて登録すべき情報を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険庁長官の要求があれば、グループ内のすべての関連会社を含めた連邦証券取引委員会（SEC）に届出た連結ベースの財務報告書等の情報を含めること ・登録に服する保険事業者の最上位の支配者は、知り得る限りの当該保険事業者に対するグループ内の具体的なリスクを特定する年次の統合リスク報告書をリード監督者（注）に届出ること <p>（注）関係する監督者から選出された調整等の役割を担う監督者</p> |
| 3 | 持株会社制度内の保険事業者の基準および管理（5条） | <p>保険事業者が登録しなければならない持株会社制度内の取引は以下の基準に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引条件が公正かつ妥当、費用分担合意はサービス提供者が明確かつ費用の積算方法が確立され、月次清算等の条件を満たすこと ・国内保険事業者は持株会社制度関係者と以下の取引を行う場合、保険庁長官の承認のため、取引より原則 30 日以前に書面で通知し、取引条件の変更・中止の場合、その理由、影響を含め、同様に通知する。 ・損保事業者の認容資産の 3%または保険契約者剰余金の 25%のいずれが低い額、生保事業者は認容資産の 3%以上のローンまたは投資 ・再保険合意、管理契約、サービス契約、保証、費用分担の取り決め ・損保事業者の保険契約者剰余金の 2.5%超の支配者対象の取得・投資 ・国内保険事業者は以下のような異常な配当・配分を行う場合、保険庁長官の承認のため、原則 30 日以前に書面で通知する。 ・保険契約者剰余金の 10%、生保事業者は正味収益または利益 等 |
| 4 | 保険庁長官の審査権限（6条） | <p>4 条に基づき登録されたグループ内の州内保険業者等に対する審査権限について、以下の事項を含めて規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険庁長官は、保険事業者の統合リスクを含めた財務状況の確認のため、保険事業者および関連事業者に対する審査権限を有すること ・保険庁長官は、保険事業者に対して、当該事業者が保有するかまたは他の関連事業者が保有する記録、帳簿または情報資料の作成を命令し、入手できない場合はその状況および当該情報の保有者への説明を求め、違反した場合に制裁を課することができること。 |
| 5 | 監督カレッジに関する規定（7条） | <p>監督カレッジに関する以下の事項を含む規定を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険庁長官は、4 条に基づき登録された保険業者の本法律の遵守状況を判定するため、監督者カレッジの設立、参加者および機能の明確化、活動の調整等を行う権限を有すること ・保険庁長官は、グループ内の個別保険業者の事業戦略、財務状況、法規制の状況、リスクの状況、リスク管理およびガバナンス・プロセスの評価のため、監督者カレッジに参加し、他の規制・監督当局との協力、監督情報の交換を行うことができること。 |

（出典：NAIC, “Model #440 Insurance Holding Company System Regulatory Act” December 2010 をもとに作成）

文末参考図表 4 NAIC ORSA ガイダンス・マニュアルの内容

| 第 1 部 - 保険事業者のリスク管理フレームワークの説明 |
|---|
| <p>第 1 部は、以下のような ERM フレームワークの高いレベルでの要約を説明しなければならない。</p> <p><効果的な ERM フレームワークに最低限含まれるべき原則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク・カルチャーおよびガバナンス（役割、責任、説明責任を明確にしたガバナンス構造、リスク・ベースの意思決定における説明責任を支援するリスク・カルチャー） ・ リスクの特定および優先順位付け（組織にとって重要となるリスクの特定および優先順位付けのプロセス、当該活動の実行主体が明確であること、プロセスが適切かつすべての組織レベルで機能することを確保することに対してリスク管理機能が責任を負うこと） ・ リスク選好度、許容度および限度（公式のリスク選好度の説明書および付随するリスク許容度および限度が保険事業者にとってリスク管理の基本的要素であること、リスク選好度説明書の取締役会の理解がリスク戦略に合致することを保証すること） ・ リスク管理およびコントロール（リスクの管理が、組織内の多くのレベルで機能する継続的な ERM 活動であること） ・ リスクの報告および連絡（リスク管理プロセスを透明性をもった構成とし、リスクをとることおよび管理に関する積極的、非公式の判断を促進すること） <p>第 1 部は、以下のような事項を説明しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事業者がどのように関係する重要なリスクを特定し分類し、これらを事業戦略の遂行に従って管理しているか ・ リスクの監視プロセスおよび方法の説明、リスク選好の説明、リスク許容度とグループ・リスク資本の額および質との関係 ・ 経済の変化、事業運営上の変更または事業戦略の変更によるリスク・プロファイルの何らかの変化を監視し、対応するために利用される評価手段（フィードバック・ループ）を特定すること ・ 経済および/または事業運営のシフトおよび事業戦略の変更によるリスク・プロファイルの変化を監視し、対応するために新規リスクの情報をどのように取り込んでいるか <p>監督者は、ORSA 要約報告に含まれる情報の補足または理解のために、関係資料を検証するかもしれない。それらには、保険引受指針、投資指針、保険金支払指針、資産負債管理（ALM）指針、再保険カウンターパーティー指針およびオペレーショナル・リスク指針などのリスク管理指針またはプログラムが含まれる。</p> |
| 第 2 部 - 保険事業者のリスク・エクスポージャーの評価 |
| <p>第 2 部は、以下を考慮しつつ、第 1 部で特定された各重要なリスク分類に関する平常時およびストレス環境時のリスク・エクスポージャーの定量的および定性的な評価を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクの性質、規模および複雑さに対して適切なリスク評価技術を利用した一連の評価を考慮すること ・ 関係する重要なリスクの分類には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、保険引受リスクおよびオペレーショナル・リスクなどが含まれること <p>第 2 部は、特定されたリスクの詳細な説明、使用された評価手法、設定した主要な想定条件および検証した妥当性のある悪化シナリオによる結果が含まれるかもしれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各リスクの評価は、一定のオペレーショナル・リスクや風評リスクなど、その性質により、定量的評価よりも定性的評価が妥当かもしれない。 ・ 各保険事業者のリスクの定量的評価方法は異なるものの、一般的には各重要かつ関係するリスクが貸借対照表、損益計算書および将来キャッシュ・フローに与える影響の可能性および程度を考慮している。 <p>保険事業者のリスク評価では、資本へのストレスの影響が考慮されるかもしれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらに考慮には、リスク資本必要額と利用可能資本、規制資本、経済資本、格付機関の評価資本、その他の視点が含まれるかもしれない。 |

分析は、事業経営の方法に従って、グループ、法人またはその他の方針で行われようとも一貫性のある方法で行われなければならない。

リスク許容度ステートメントには、関係する重要なリスク分類および特定されたリスクの関係を考慮しつつ、重要な定量的および定性的なリスク許容限度、ならびにリスク許容度ステートメントおよびリスク許容限度の決定方法が含まれなければならない。

各保険事業者のリスク・プロファイルは異なり、標準となるストレス状況は存在しないが、監督者は、経営陣に対して、各リスク分類に関して考慮すべきストレスのレベルに関してアドバイスするかもしれない。

第2部では、保険事業者は、考慮された要素およびモデルの調整（calibration）を含め、内部モデルの承認プロセスを説明する必要がある。

第3部 - グループ・リスク資本および予測ソルベンシーの評価

第3部は、保険事業者が、現在および今後2年から5年間のような長期の事業サイクルを通じて事業を運営するために必要となる財務資源の水準を判断するために、どのようにリスク管理指針の定性的要素とリスク・エクスポージャーの定量的測定を組み合わせているかを説明しなければならない。

- ・第3部で提供される情報は、保険事業者のリスクおよび資本管理の質の主観的な評価を形成することに役立つことを意図している。

グループ・リスク資本評価

保険事業者は、リスク・プロファイルに関して資本十分性を評価するための健全なプロセスを有する必要があり、そのプロセスは経営および意思決定手続の中に統合されなければならない。

これらのプロセスでは、さまざまな視点を通じてリスク資本の評価がなされる。保険事業者は、様々な時間軸または代替的なリスク資本もしくは会計原則のレンズ（すなわち、経済資本、格付機関資本モデルおよび/または規制上のフレームワーク）を通して、どのようにリスクと資本が相互に関係するかを評価するかもしれない。

ORSA 要約報告の義務に服する保険事業者は、年次ベースで、前年度に関する ORSA 要約報告内でグループ・リスク資本評価を提供しなければならない。

- ・本情報は、例えば、マクロ経済環境および/またはミクロ経済要素の重大な変化ならびに状況から継続的監督計画に必要と思われる場合など、必要があれば、保険庁長官によって、年間を通じて求められるかもしれない。

保険事業者のグループ・リスク資本必要額およびそれに伴う資本十分性の分析は、当該分析を実施する際に使用した方法の説明を伴わなければならない。本件は、利用可能資本およびリスク資本の双方の計量化において使用された主要な方法および前提が含まれるべきであり、以下が含まれる。

| 説明事項 | 説明・例示 |
|------------|--|
| ソルベンシーの定義 | キャッシュ・フロー・ベースやバランス・シート・ベースなど、リスク資本と流動性必要額の判定のための支払余力の定義の仕方 |
| 会計または評価基準 | GAAP、法定会計原則、経済価値ベース、格付機関モデル等 |
| 含まれる事業 | リスク資本分析に含める事業の部分（既存契約、新規事業まで、など） |
| リスク測定の時間軸 | 1年間、複数年、ラン・オフ期間など |
| モデル化するリスク | 信用リスク、市場リスクなどリスク資本の測定対象リスク分類 |
| 計量化の方法 | ストレス・テスト、確率論的モデリングなど |
| リスク資本の測定方法 | バリュー・アット・リスク（VaR）、テイル VaR（T-VaR）など |
| 安全基準の定義 | AA ソルベンシー、1年間の VaR で 99.5%の確率など |
| 合算および分散 | グループ・リスク計算のためのリスク合算および分散効果の方法 |

- グループ全体の資本十分性の評価に当たっては、以下を考慮する必要がある。
- ・グループ内取引、複数の事業者のリスクに対するバッファーとして同時に同じ資本が利用されるダブル・ギアリングの排除
 - ・持株会社の負債から生じるなどのレバレッジの水準
 - ・持株会社制度内の信用の分散および資本の代替可能性の制約
 - ・グループ・リスク資本評価における伝染リスク、集中リスク、複雑性のリスク
 - ・ミクロ（内部事業運営）および/またはマクロ（経済シフト）要因による流動性リスク

予測ソルベンシー評価

保険事業者の予測ソルベンシー評価は、開示されたリスク選好度に従って、複数年の事業計画を実行するために必要な財務資源を有することを示すものでなければならない。保険事業者が、現行および予測リスク資本必要額を満たすために必要な利用可能資本(量的および/または質的に)を有しない場合は、資本十分性の懸念に対処するために取ったか取る予定の経営行動を説明しなければならない。

予測ソルベンシー評価は、平常時およびストレス環境時の両方を考慮しなければならない。

予測ソルベンシー評価が個別の保険事業者の法人単位で行われる場合でも、グループ・リスクを考慮しなければならない。当該評価には、資本の代替可能性、すなわち、グループ・リスク資本に関する制約またはグループ・リスク資本の法人単位への移動の考慮と同様に、グループ・ソルベンシー評価およびグループ資本の合算方法の見直しが含まれるかもしれない。

(出典：NAIC, “NAIC Own Risk and Solvency Assessment (ORSA) Guidance Manual as of November 2011” をもとに作成)

文末参考図表 5 ORSA および ERM に関する用語

| 用語 | 概要 |
|---------------------------------------|--|
| 経済資本 (Economic Capital) | 市場リスク、信用リスク、保険引受リスク、オペレーショナル・リスクなど、保険事業者等が事業活動を行っていく上でさらされるリスク(通常の予測を超える損失発生の可能性)をカバーするために必要となるリスク資本(リスク量に相当し、損失を吸収する資本)を意味し、通常、保険事業者等の固有の事情を反映した内部モデル(確率論的手法)によって算定される。 |
| リスク・プロファイル (Risk Profile) | リスクの性質および規模など、各リスクの特徴を表すさまざまな要素を反映して示される保険事業者が保有するすべてのリスクの状況である。 |
| リスク許容度 (Risk Tolerance) | 保険事業者等が組織として保有できるリスク量、耐えられる変動幅であり、組織目標や事業戦略を踏まえて、経営陣によって承認されたリスク許容度ステートメントとして、明確に規定される。 |
| リスク(許容)限度 (Risk (Tolerance) Limit) | 実務に適用できるように、リスク分類ごとにガイドラインとして設定した保有できるリスク量の限度額である。 |
| リスク測度 (Risk Measures) | 一定の確率分布予測によってリスク量を計算する VaR(バリュー・アット・リスク)や、それを越える残りの確率で発生する損失の平均額で計算するテール VaR(T-VaR)など、リスク計量化の測定方法。 |
| フィードバック・ループ (Feedback Loop) | 市場の変化、規制の変更、顧客ニーズの変化等さまざまな環境・状況変化に伴うリスク・プロファイルの変化に対応して、時宜を得た必要な措置が講じられるよう、重要な問題が関知され、リスク管理部門や経営陣等に報告され、それに対応した改善措置や目標変更等が現場フィードバックされ、さらに現場からその実施状況や効果がリスク管理部門や経営陣にフィードバックされるなど、フィードバックを繰り返すことでその効果を高めていく仕組み。 |
| リスク選好 (Risk Appetite) | 保険事業者等がその目標達成のために進んで取り込むリスクの度合であり、リスクの種類と水準の両方の要件から検討される。 |

(出典：各種資料をもとに作成)

<参考資料>

- ・あらた監査法人「自己資本とリスク管理 - 米国保険会社に対するソルベンシー の影響」PWC レポート (2011.1)
- ・あらた監査法人「米国 ORSA 対応へ向けた準備」PWC レポート (2011.8)
- ・金田幸二「金融危機と金融・保険グループ規制の動向」損保総研レポート 2009 年 3 月発行第 87 号 (損害保険事業総合研究所、2009.3)
- ・金田幸二「金融・保険グループ規制の動向 - EU および米国の動向を中心にして - 」損保総研レポート 2010 年 3 月発行第 91 号 (損害保険事業総合研究所、2010.3)
- ・金田幸二「金融・保険グループ規制の動向 - EU の金融コングロマリット指令および米国の保険グループ規制等を中心にして - 」損保総研レポート 2011 年 4 月発行第 95 号(損害保険事業総合研究所、2011.4)
- ・損害保険事業総合研究所『ソルベンシー 枠組指令に関する調査研究 (解説編)』(2011.3)
- ・損害保険事業総合研究所『ソルベンシー 枠組指令に関する調査研究 (資料編)』(2011.3)
- ・損害保険事業総合研究所『欧米主要国における ERM (統合リスク管理) およびソルベンシー規制の動向について』(2009.9)
- ・「〔特集〕保険経済価値規制の是非を問う」週間金融財政事情 (2011.4.18)
- ・日本アクチュアリー会 ERM 委員会『会報別冊第 247 号 国際アクチュアリー会 保険業界における資本とソルベンシーに関わる統合リスク管理 (ERM) に関する報告書』((2010.7)
- ・CEIOPS “Issues Paper, Own Risk and Solvency Assessment (ORSA)”, CEIOPS-IGSRR-09/08, 27 May 2008.
- ・CEIOPS, “CEIOPS’ Advice for Level 2 Implementing Measures on Solvency II : System of Governance, October 2009”.
- ・CEIOPS, “CEIOPS’ Advice for Level 2 Implementing Measures on Solvency II: Supervisory Reporting and Public Disclosure Requirements (former Consultation Paper 58), October 2009”.
- ・EIOPA, “Consultation Paper on the Proposal for Guidelines on Own Risk and Solvency Assessment”, EIOPA-CP-11/008, 7 November 2011.
- ・EIOPA, “EIOPA Final Report on Public Consultation No. 11/008 on the Proposal for Guidelines on Own Risk and Solvency Assessment”, EIOPA-258/12, 09 July 2012.
- ・IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology”, 1 October 2011.
- ・Lloyd’s, “Solvency II Own Risk and Solvency Assessment (ORSA) Guidance Notes, September 2011”.
- ・NAIC, Model #440 Insurance Holding Company System Regulatory Act (2011) .
- ・NAIC, “Model #450 Insurance Holding Company System Model Regulation with Reporting Forms and Instructions (2011) .
- ・NAIC, “NAIC Own Risk and Solvency Assessment (ORSA) Guidance Manual as of November 2011”.
- ・NAIC, “Discussion Draft for Group Solvency Issues (E) Working Group, Released for Comment to

Close of Business July 13, 2012”

- ・ NAIC, “Insurance Group Supervision, CIPR newsletter, April 2012”
- ・ Willis Re, “The Own Risk and Solvency Assessment (ORSA): What is it, and Why is it good for you?”, January 2012.
- ・ ORSA Working Group of the Dutch Association of Insurers (“Verbond van Verzekeraars”), “Vision on Own Risk and Solvency Assessment (ORSA) Good Practice by, February 2012”.

<参考サイト>

- ・ 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>
- ・ EUR-Lex ウェブサイト <http://eur-lex.europa.eu/en/index.htm>
- ・ European Insurance and Occupational Pension Authority (EIOPA) ウェブサイト <https://eiopa.europa.eu/home/index.html>
- ・ European Commission, The EU Single Market, Insurance ウェブサイト http://ec.europa.eu/internal_market/insurance/index_en.htm
- ・ Financial Stability Board (FSB) ウェブサイト <http://www.financialstabilityboard.org/>
- ・ Insurance Europe ウェブサイト <http://www.insuranceeurope.eu/>
- ・ International Association of Insurance Supervisors (IAIS) ウェブサイト <http://www.iaisweb.org/>
- ・ International Monetary Fund (IMF) ウェブサイト <http://www.imf.org/external/index.htm>
- ・ Lloyd’s Solvency II ウェブサイト <http://www.lloyds.com/The-Market/Operating-at-Lloyds/Solvency-II>
- ・ National Association of Insurance Commissioners (NAIC) ウェブサイト <http://www.naic.org/>
- ・ UK Financial Services Authority, About us, Solvency II ウェブサイト <http://www.fsa.gov.uk/about/what/international/solvency>
- ・ Pricewaterhousecoopers UK Insurance ウェブサイト <http://www.pwc.co.uk/insurance/index.jhtml>
- ・ Pricewaterhousecoopers USA Insurance ウェブサイト <http://www.pwc.com/us/en/insurance/index.jhtml>
- ・ Towers Watson ウェブサイト <http://www.towerswatson.com/>
- ・ Willis Re ウェブサイト <http://www.willisre.com/>